

資料編

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

1-1-1 住宅・建築物の耐震化等

重点

■脆弱性評価■

地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防ぎ、人命の保護及び経済被害額を減少させるため、建築物の耐震性を確保する必要があることから、多数の者が利用する学校等の施設で一定規模以上の「特定建築物」や、庁舎や避難施設等の「防災上重要建築物」を位置づけ、建築物の耐震化を図っているところである。引き続き、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を図るため、所有者への啓発、耐震診断、耐震改修を促進する必要がある。

■推進方針■

住宅は生活の基盤であり、大地震から人命を保護するため、国・県と連携し、所有者等に対して、住宅の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断者派遣事業、耐震改修支援事業の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

町では、大地震による被害を未然に防ぎ、安全で安心な生活を守るため、「檜葉町耐震改修促進計画」で住宅及び特定建築物（多数の者が利用する学校、ホテル等で階数3以上床面積 1,000 m²以上のもの等）の耐震化率の目標を定め、耐震化を推進している。住宅は町民生活の基盤として、特定建築物となる公共建築物は防災拠点や避難施設等として重要な役割を担っており、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、国・県及び関係団体との連携を一層強化しつつ、「檜葉町耐震改修促進計画」に基づき住宅・建築物の耐震化に係る取組を促進する。

推進事業	・住宅の耐震化への普及・啓発 ・住宅・建築物の耐震化の促進
------	----------------------------------

指標	現状値	目標値
・木造住宅等耐震改修率	87.5%	95.0%

担当部署：【建設課】

1-1-2 町有施設（庁舎等）の耐震化等

■脆弱性評価■

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される町有施設について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要がある。

庁舎等を含む町有施設は耐震化が確認されていることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。

■推進方針■

災害時において役場の機能を確保するため、施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進めるため、「檜葉町公共施設等総合管理計画」並びに「檜葉町公共施設個別施設計画」の見直しに従って、機能・性能を長期にわたって維持・管理することを目指していく。

点検等において人命に関わるような危険性が認められた場合には、必要に応じて利用制限などをし、安全性を確保するものとする。

推進事業

・定期的な点検や適切な修繕等の実施

数値指標	現状値	目標値
・耐震改修未対応施設数	32	0

担当部署：【総務課】

1-1-3 教育施設の耐震化等

■脆弱性評価■

小学校や中学校等の教育施設は、児童や生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所等として役割を果たすことから、災害に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化及び老朽化対策に取り組んでいる。

檜葉中学校及び旧檜葉南小学校（現檜葉まなび館）の校舎については、耐震化が完了している。

旧檜葉南小学校（現檜葉まなび館）は避難所に指定されているが、統合小学校としての再開に合わせて、災害時の対応や防災備品の在り方について再検討が必要である。

■推進方針■

児童や生徒及び利用者の安全確保、避難場所としての防災機能の強化を図る必要がある。

旧檜葉南小学校（現檜葉まなび館）は、統合小学校としての再開方針が示されていることから、防災体制の見直しも合わせて計画的に進めていく。合わせて、避難所としての機能を迅速に発揮できるようにするため、水や食料等の備蓄を進めるとともに、学校におけるBCP計画の策定を検討していく。

公民館等は、老朽化対策及び適切な維持管理に取り組んでいく。

推進事業

・教育施設の定期的な点検と維持管理

指標	現状値	目標値
・教育施設の定期的な点検と維持管理	実施	継続実施

担当部署：【教育総務課】

1-1-4 病院施設・社会福祉施設の耐震化等

■脆弱性評価■

病院施設や社会福祉施設については、自ら避難することが困難な者も多い患者・入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災対策が求められている。今後も引き続き、未耐震化施設について耐震化整備を促進する必要がある。

町内で開業している医療機関は以下のとおりで、耐震基準を満たしている。

内科…3機関 ・ 歯科…1機関 ・ 調剤薬局…1機関

社会福祉施設については、町が管理している施設が3施設（保健福祉会館・やまゆり荘・児童館）があり、2施設（保健福祉会館・やまゆり荘）の耐震診断は済んでいるが、建築年数が経過していることから修繕箇所が増えている。1施設（児童館）は耐震診断の実施の有無について確認できていない状況である。

■推進方針■

病院施設や社会福祉施設は、被災した患者の受入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、防災・減災対策を促進する。また、経年劣化による修繕も必要に応じて講じる。

また、耐震診断の実施の有無について確認できていない児童館については、令和3年度に新築工事を行い安全で快適な施設を整備する。

推進事業	・ 社会福祉施設の福祉避難所としての機能確保 ・ 児童館の新築工事
------	--------------------------------------

指標	現状値	目標値
・ 町が保有する社会福祉施設の耐震化率	66.7%	100%

担当部署：【住民福祉課】

1-1-5 都市公園施設の減災対策等

■脆弱性評価■

災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園においては、防災機能の強化が必要である。また、施設間のアクセス機能の向上や緊急時に使用可能なヘリポート整備などによる防災機能の強化を促進する必要がある。

指定緊急避難場所となっている「檜葉町総合グラウンド」は、施設の耐震化が完了しているが、災害廃棄物の仮置き場機能が不足している。

■推進方針■

都市公園は、災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設として重要な施設であり、檜葉町総合グラウンドは耐震化はされていることから、適切な施設更新と維持管理に取り組んでいく。また必要となる防災機能の整備について、継続的に検討を行っていく。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・必要となる防災機能の追加検討・施設の定期的な点検と維持管理
------	---

指標	現状値	目標値
・施設の定期的な点検と維持管理	実施	継続実施

担当部署：【教育総務課】

■脆弱性評価■

避難対策や物流輸送に必要な防災拠点等を結ぶ緊急輸送路において、老朽化した橋梁の予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。今後も引き続き、緊急輸送路における橋梁の耐震対策によって緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、長期的な維持管理費用の縮減と安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を進めていく必要がある。

道路交通ネットワークの安全性・信頼性を将来にわたって確保する必要があることから、道路パトロール等による日常点検を行い、橋梁の状態を早期にかつ的確に把握し、早めの修繕を計画的・継続的に実施していく必要がある。

■推進方針■

避難対策や物流輸送に必要な緊急輸送道路をはじめとした、道路交通ネットワークの安全性と信頼性の確保を図っていくため、橋梁や緊急輸送道路跨道橋の長寿命化対策や維持管理に取り組んでいく。

長寿命化対策としては、維持管理コストの縮減と事業予算の平準化を目的として、定期的な点検や重要度と健全性の指標による整備の優先順位付けなどを行っていく。

推進事業

・橋梁や緊急輸送道路跨道橋の長寿命化対策や維持管理

担当部署：【建設課】

1-1-7 無電柱化の推進

■脆弱性評価■

災害発生に伴う電柱の倒壊等による被害の拡大やライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、幹線道路や景観の優れた地域における無電柱化について検討し、災害に対する防災性の向上を図るとともに、安全で快適な歩行空間の確保や街並みの景観向上を図る。

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

■推進方針■

災害発生時に、倒壊した電柱等による被害の拡大や道路の寸断、ライフラインの供給停止のリスクを最小化するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている町道等の無電柱化を検討する。

推進事業 ・無電柱化計画の策定

指標	現状値	目標値
・町道等の無電柱化計画の検討	検討中	取組推進

担当部署：【建設課】

1-1-8 交通安全施設の維持管理

■脆弱性評価■

夜間や徒歩での移動を含めて安全に避難できるよう、避難路等の安全性を確保する必要がある。

小・中学校の通学路や生活道路・未就学児の移動経路等について、避難路としての使用も想定し安全対策を進める必要がある。

■推進方針■

道路管理者、学校、警察等の関係機関が合同で危険個所の点検を行い、カラー舗装化や外側線の新設などにより、避難路ともなる通学路等の安全対策を推進する。また、生活道路や未就学児の移動経路等についても、避難路としての使用も想定して安全対策を進める。

避難路となる主要な道路の整備にあたっては、歩道・自転車通行レーン等の設置により、多様な利用者が共存できる道路空間を形成し、安全な道路環境の創出に努める。

推進事業

- ・通学路等の安全対策（交通安全事業）
- ・歩道・自転車通行レーン等の設置

担当部署：【建設課】

1-1-9 空き家対策の推進

■脆弱性評価■

適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時において倒壊に伴う避難経路の閉鎖や火災発生危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。地域の実情を踏まえ、空き家対策に取り組んでいる。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、今後も引き続き、国、県、民間団体等と連携して総合的な空き家対策を推進していく必要がある。

町では、令和元年度に既存ストック調査事業を実施しており、町内8地区（繁岡、宮団、上井出、下井出、北田、上小埜、下小埜、山田岡）の空き家の所在、所有者の特定・意向確認、老朽化の状況を調査し（全231件）、うち87件の空き家をカルテ化している。

空き家空き地バンク事業は、登録・成約件数が少なく、有効な空き家対策となっていないのが現状である。今後、空き家空き地バンクへの登録促進が必要である。

■推進方針■

適切な管理が行われていない空き家は、大規模自然災害の発生時に倒壊や火災発生危険性が高く、周辺環境の衛生、美観、防犯等の課題も有している。空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、空き家を減らす対策を実施していく。

空き家空き地の活用対策として、空き家空き地バンクへの登録を促したり、移住施策（お試し住宅、コワーキングスペース整備など）としての活用を検討する。空き家の売買を促進するため、空き家を買う・借りる方に対し、改修補助制度を検討する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・空き家空き地バンクへの登録促進・移住施策の実施・空き家改修補助制度の検討
------	---

指標	現状値	目標値
・空き家・空き地バンク新規登録件数	5件/年	5件/年
・空き家・空き地バンク成約件数	0～1件/年	1件/年

担当部署：【復興推進課】

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-2-1 海岸保全施設の整備等

■脆弱性評価■

津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めるとともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

■推進方針■

県では、津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組み、無堤区間の解消や背後地の保全を推進するとともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理を進める。

推進事業

・海岸保全施設の長寿命化計画策定（福島県）

担当部署：【建設課・産業振興課】

1-2-2 防災緑地・海岸防災林の整備

■脆弱性評価■

沿岸部は飛砂、潮害、風害など多数発生している。

また、地震による津波で被害を受けるリスクが高い地域であり、複数の手法を組み合わせた多重防御により総合的な防災力向上を図っていく必要がある。

東日本大震災により大規模な津波被害を受けた事により、居住地や農地を津波災害から守るため、福島県農林水産部において海岸防災林の整備を令和2年度完了予定として実施中（福島県）

■推進方針■

海岸防災林は飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水の軽減、避難時間の確保が必要である。

海岸防災林の整備を進めるとともに、海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力の向上を図る。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・防災緑地や海岸防災林の整備（福島県）・海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編（福島県）
------	---

指標	現状値	目標値
・海岸防災林整備率（%）	100%	100%

担当部署：【建設課・産業振興課】

1-2-3 河川管理施設の整備等

■脆弱性評価■

県では、台風や集中豪雨などの治水対策として、河川改修等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理等施設等の適正管理に取り組んでいる。水門・樋門等の河川管理施設については、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。

また、近年の台風接近数の増加や、局所的集中豪雨(ゲリラ豪雨)の多発、または都市化の進展に伴う雨水量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが増大しており、浸水対策が急務となっている。

■推進方針■

氾濫の被害リスクを低減するため、河川改良事業の実施により、流下断面を確保し河川を安全で良好な状態に保つことが重要となっている。

県では、河川改修等に取り組むとともに、水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、河川管理施設の正常な状態を常時確保する。

台風・豪雨に伴う、氾濫による浸水被害が深刻化しており、被害軽減を図ることが急務であり、県では、地域の安全・安心を確保するため、東日本台風によって被災した二級河川木戸川、二級河川井出川において、改良復旧事業を実施しており、引き続き着実に実施するよう県に求めている。

推進事業

・二級河川木戸川、二級河川井出川の改良復旧事業（福島県）

担当部署：【建設課】

1-2-4 津波被災地域における住民の防災集団移転の促進

■脆弱性評価■

県では、東日本大震災で被災した居住に適さない区域にある住居について、高台への防災集団移転を行うため、移転先となる住宅団地の整備等を計画的に進めてきた。津波から住民の命を守ることを最優先とし、沿岸地域の安全で安心な暮らしを支える環境を再構築するため、堤防、防災林、防災緑地や道路等の整備と組み合わせた多重防御による災害に強い津波被災地の復興まちづくりを推進していく必要がある。

【県】津波被災地の復興まちづくり

・津波による浸水被害を受けた地域で、高台への防災集団移転する沿岸市町の実施支援や多重防御によるまちづくりを進める。

■推進方針■

津波から住民の命を守ることを最優先とし、沿岸地域の安全で安心な暮らしを支える環境を再構築するため、東日本大震災で被災した居住に適さない区域にある住居について、高台へ防災集団移転する取組を実施した。県の堤防、防災林、防災緑地や道路等の整備と組み合わせた多重防御により、災害に強い津波被災からの復興まちづくりを推進する。

推進事業	・高台への防災集団移転の取組
------	----------------

指標	現状値	目標値
・防災集団移転事業	100%	100%

担当部署：【建設課】

■脆弱性評価■

津波発生時等において、住民の迅速かつ安全な避難行動につながるよう、防災行政無線屋外拡声子局の整備や津波避難場所誘導表示板等を設置するとともに、津波浸水想定区域や避難所等を示したハザードマップを作成し全世帯に配布するなど、住民の津波に対する防災意識の向上を図っている。東日本大震災から10年が経過しようとするなか、住民の記憶の風化が懸念されることから、引き続き、ハード・ソフトの両面から様々な対策を講じる必要がある。

■推進方針■

改訂した津波ハザードマップに基づき、津波に関する出前講座等を開催し、適切な避難行動につなげるため、津波災害の危険性や早期避難の重要性について、より一層の普及啓発を図るとともに、ハード・ソフトの両面から様々な対策を講じていく。

推進事業 ・津波災害の危険性や早期避難の重要性の普及啓発

指標	現状値	目標値
・町広報紙での津波災害の危険性や早期避難の重要性の周知	年1回	年1回
・津波ハザードマップの町ホームページへの掲載	実施済み	継続

担当部署：【くらし安全対策課】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1-3-1 ダム管理設備の機能確保

■脆弱性評価■

県では、いつ発生するかわからない災害に備え、ダム機能の正常な状態を常時確保するため、ダム管理に係る電気・機械設備等の定期点検や小規模な補修等実施し、適正な管理に努めているが、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ維持管理・更新を図るため、長寿命化計画を策定し、計画的にダム管理設備の機能を確保していく必要がある。

県が管理する木戸ダムは大雨が降った場合に一度に下流に流れて水害が起きないように洪水を軽減する機能を有しているが、気候変動の影響等によりダムの洪水調整機能を上回る異常洪水の発生に備え、ダム管理者による効果的なダムの操作、関係機関が連携した防災情報の共有や住民への周知を充実させる必要がある。

■推進方針■

ダム管理者である県では、長寿命化計画の策定によりライフサイクルコストの縮減など一層の効率的かつ計画的な維持管理・更新に取り組み、いつ発生するかわからない災害に備え、ダム管理設備の機能を常時確保する。

推進事業

・適切な維持管理及び計画的な施設の更新（福島県）

担当部署：【建設課】

1-3-2 湛水防除施設の整備等

■脆弱性評価■

東日本大震災により、沿岸部の津波被災地では、地盤沈下、農地の表土流出、農業用施設の損壊等の被害が生じたことから、被災した既存の湛水防除施設の早急な復旧整備と機能強化を進める必要がある。

当施設は排水路の流末に位置し草木等のゴミが施設前のスクリーンゲートに堆積し施設の機能低下に繋がり濁水時の対応に遅れが生じる。

■推進方針■

被災した湛水防除施設である前原排水機場は復旧整備が完了し、令和1年度より供用を開始している。今後も継続して適時適切な維持管理に取り組み、湛水被害の発生防止に向けた防災・減災対策を推進する。

推進事業	・前原排水機場の維持管理
------	--------------

担当部署：【産業振興課】

■脆弱性評価■

国による「避難勧告等に関するガイドライン」が平成 29 年 1 月に改正され、避難勧告等発令時に情報を受け取る立場に立った情報提供のあり方が追加された。台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民等の生命・財産を守るため、水害リスク情報の提供により、引き続き関係機関が連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図っていく必要がある。

町では、洪水が発生した場合に住民の自ら命を守るための行動を促すため、想定される浸水地域や浸水深を示した洪水ハザードマップを全戸に配布した。

洪水ハザードマップの浸水想定区域を考慮し、地域特性に応じた住居の安全性の向上が求められる。

■推進方針■

台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民等の生命・財産を守るため、関係機関が連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図る。

台風や集中豪雨など洪水発生時の住民の主体的な避難行動を促進するため、町ホームページへの掲載や防災訓練、出前講座により洪水ハザードマップの周知と浸透を図る。また、生活する地域の浸水の危険性を実感できるよう、洪水の浸水深や避難行動に関する情報を示す標識の整備を進める。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップの周知と浸透 ・洪水の浸水深や避難行動に関する情報を示す標識の整備
------	--

指標	現状値	目標値
・浸水想定区域を対象とした防災訓練、出前講座等の実施	開催なし	5年間で 全対象行政区 で実施
・洪水の浸水深や避難行動に関する情報を示す標識の整備計画の策定	なし	策定する

担当部署：【くらし安全対策課】

■脆弱性評価■

全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築し、河川水位に係る情報共有や水害危険個所のパトロール等を実施するなど水災害対策の推進に取り組んでいる。今後も引き続き、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく必要がある。

■推進方針■

県では、水害・土砂災害等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていくため、関係部局や市町村との連携の強化を進めている。

町では、県および関係機関との連携を強化するほか、対象行政区や民生委員、消防団と協力し、避難行動要支援者の個別計画の作成に向けた取り組みを進める。

また、逃げ遅れ防止や要配慮者の避難を確保するため、地域における防災リーダーの確保・育成を促進する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の個別計画の作成 ・地域防災リーダーの確保・育成
------	--

指標	現状値	目標値
・避難行動要支援者の個別計画の割合	30%	80%
・避難行動要支援者個別計画作成方針の策定	なし	策定
・浸水想定区域等を対象とした防災訓練、出前講座等の実施	開催なし	5年間で 全対象行政区 で開催

担当部署：【住民福祉課・くらし安全対策課】

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、 後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

1-4-1 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備

重点

■脆弱性評価■

町は地域住民と協働で避難経路等を検討し、土砂災害ハザードマップを更新・配布している。マップを活用して、土砂災害の恐れのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取り組みが必要である。

■推進方針■

土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切に避難行動をとれるよう、土砂災害危険区域を含む地区住民に対し、土砂災害ハザードマップを活用した防災訓練や出前講座等を実施し、危険個所の周知と土砂災害への意識の高揚を図る。

土砂災害の被害を防止するための砂防堰堤等のハード整備について、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、国・県にはたらきかけ、事業の促進を図る。また、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等の更新についての取り組みを強化する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・砂防堰堤等のハード整備の早期実施（国・福島県）・老朽化した施設の更新（国・福島県）・危険個所の周知と土砂災害への意識の高揚施策
------	--

指標	現状値	目標値
・土砂災害危険区域を含む地区を対象とした防災訓練、出前講座等の実施	開催なし	5年間で 全対象行政区 で開催

担当部署：【くらし安全対策課】

■脆弱性評価■

当町には、農地、森林の保全を図る地すべり防止地区に指定されている箇所は無いが、林業衰退により森林整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されるため、森林資源を循環利用し、健全な森林を保全する必要がある。

■推進方針■

森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、ふくしま森林再生事業を活用し森林整備を推進する。

推進事業	・ふくしま森林再生事業を活用し森林整備
------	---------------------

指標	現状値	目標値
・森林整備（間伐等）率（%）	10%	30%

1-4-3 治山施設の整備等

■脆弱性評価■

度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が町内でも発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。

県では、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているが、今後も引き続き、計画的な治山施設の整備を推進する必要がある。

東日本大震災により法面崩壊等の山地災害が町内でも発生しており、再度同規模の地震により被害が生じる恐れがある箇所が存在する。

山地における災害等による被害の防止及び森林の機能を維持・強化をするため、危険な山腹斜面の安定化を進める必要がある。

■推進方針■

斜面等の安定化のため、治山事業による治山施設の必要箇所を調査し福島県に要望し、整備を行い災害防止を推進する。

推進事業

・治山施設の整備

担当部署：【産業振興課】

1-4-4 砂防関係施設の維持管理

■脆弱性評価■

町には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき県により指定される土砂災害警戒区域はないが、今後、指定予定の土砂災害の危険性のある区域が5箇所ある。町は地域住民と協働で避難経路等を検討し、土砂災害ハザードマップを更新・配布しており、マップを活用して、土砂災害のおそれのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取り組みが必要である。

急傾斜地への擁壁設置など、危険箇所への対策工事が県により進められている。

■推進方針■

土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切に避難行動をとれるよう、土砂災害の危険性のある区域を含む地区住民に対し、土砂災害ハザードマップを活用した出前講座等を実施し、危険箇所の周知と土砂災害への意識の高揚を図る。

土砂災害の被害を防止するための砂防堰堤等のハード整備について、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、国・県にはたらきかけ、事業の促進を図る。また、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等の更新についても取り組みの強化を促す。

推進事業

- ・砂防堰堤等のハード整備の早期実施（国・福島県）
- ・老朽化した施設の更新（国・福島県）
- ・危険箇所の周知と土砂災害への意識の高揚施策

担当部署：【建設課】

■ 脆弱性評価 ■

■ 推進方針 ■

※1-3-4 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境等を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

2-1-1 応急給水体制の整備

■脆弱性評価■

大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、被災者用物資の備蓄に取り組んでいる。

様々な情報が錯綜する災害発生時において、断水情報の共有や給水支援の要請への対応を的確に調整することが課題であることから、応急給水に係る訓練等を実施することにより、双葉地方水道企業団との連携をより一層強化し、応急給水体制の充実を進めていく必要がある。

また、水道の給水区域外では、各個人や地域の組合等が所有する井戸や飲料水供給施設等の給水施設を利用して、飲料水等を確保している。少雨による渇水や災害などにより、飲料水供給施設等が利用できなくなった場合、原則としては給水施設の所有者が何らかの対策を行うこととなるが、飲料水等は生活基盤の維持に必要不可欠であることから、当面必要となる飲料水等の確保については、町が応急給水体制を整え支援する必要がある。

■推進方針■

大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、計画的な被災者用物資の備蓄に取り組み、飲料水等の十分な備蓄量を確保する。

また、災害発生時において、断水情報の共有や給水支援の要請への対応を的確に調整するため、応急給水に係る訓練等を双葉地方水道企業団と合同で実施するなど、連携をより一層強化し、応急給水体制の充実を図る。

推進事業	・双葉地方水道企業団と連携した応急給水体制の確保
------	--------------------------

指標	現状値	目標値
・応急給水に対応する貯水タンクの確保	1基	2基

担当部署：【くらし安全対策課】

2-1-2 上水道施設の防災・減災対策

■脆弱性評価■

双葉地方水道企業団では、大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池、浄水場などの水道施設の耐震化・老朽化対策を実施し、水道の基盤強化と適正管理に取り組んでいる。

町としても、災害時の初動対応や企業団との協力体制を強化する必要がある。

■推進方針■

大規模自然災害が発生した場合でも、水道による給水機能を確保するとともに、災害時の初動対応や通信連絡訓練等を水道企業団と合同で実施するなど、協力体制の強化を図る。

推進事業	・双葉地方水道企業団との協力体制の強化
------	---------------------

担当部署：【くらし安全対策課】

■脆弱性評価■

大規模自然災害等の発生時に、町による備蓄には限界があるため、必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定を町内の取扱業者と締結しているが、連絡体制の確認・強化及び協定に基づく対応の実効性の確保など、引き続き物資調達の体制を確実なものとしていく必要がある。

また、新規の災害応援協定の締結に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく必要がある。

■推進方針■

大規模自然災害等の発生時において、必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保する。

災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結している事業者と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。

また、町内事業者との新規の災害応援協定の締結に取り組み、災害時における物資供給体制の充実・強化を推進していく。

推進事業 ・民間事業者等との協力関係構築を推進

指標	現状値	目標値
・応援協定を締結している事業者との情報交換・訓練等の実施	開催なし	年1回開催
・町内事業者との新規の災害応援協定の締結	—	新規協定の締結

担当部署：【くらし安全対策課】

■脆弱性評価■

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、食料・飲料水、毛布、紙おむつ等の計画的な備蓄を進めている。今後も、災害時に物資を搬出しやすい備蓄倉庫の確保や使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、備蓄体制の充実を図っていく必要がある。

■推進方針■

避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料・飲料水や生活必需品等の供給を確保するため、被害想定に基づいた備蓄と備蓄品の更新を進める。

今後、災害時に物資を搬出しやすい備蓄倉庫の確保や使用期限が到来する備蓄物資の適時適切な更新を進め、備蓄体制の充実を図っていく。

推進事業

- ・被害想定に基づいた備蓄と備蓄品の更新
- ・物資の保管場所の確保を含めた備蓄体制の充実

指標	現状値	目標値
・想定最大避難者数に対応した備蓄率	85%	100%
・新たな防災備蓄倉庫の整備	3カ所	4カ所

2-1-5 大規模災害等における広域応援体制の充実・強化

■脆弱性評価■

大規模災害等が発生し、町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、隣接町村や消防本部との相互応援協定の締結により、広域的な人的・物的支援を要請できる体制を整えている。大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る必要がある。

■推進方針■

継続的な福島県総合防災訓練等への参加により応援協定の実効性を高め、大規模災害時における広域応援体制の推進を図る。

大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種会議や訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図り、他市町村等の応援を受ける際の受援体制の整備を進める。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・福島県総合防災訓練等への参加・応援協定を締結している他市町村との受援体制の整備
------	---

指標	現状値	目標値
・応援協定を締結している他市町村との、定期的な情報交換、緊急時連絡体制の確認	なし	年1回開催

担当部署：【くらし安全対策課】

2-1-6 緊急輸送道路の防災・減災対策

■脆弱性評価■

大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点ネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要である。

町道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っているが、良好な道路状態の維持を図る必要がある。

■推進方針■

大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努める。

町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行う。特に指定避難道路については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図る。

推進事業

- ・国・県道管理者との連携
- ・緊急輸送道路等の良好な状態の維持
- ・町道道路施設の点検の継続
- ・予防保全的な修繕の実施

担当部署：【建設課】

2-1-7 迂回路となり得る農道・林道の整備

■脆弱性評価■

農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備に取り組んでいる。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要がある。

農道については、平野部に位置しているため、降雨による路面流出による通行不能箇所は存在しないが、林道は、山間部に位置し縦断勾配があるため路面流出による通行不能区間が発生する箇所が存在する。

■推進方針■

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道、林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路、迂回路としての役割を期待できることから、防災減災の観点からも計画的な農道、林道の維持管理を推進する。

農道 144 路線、林道 10 路線を農産物の輸送、森林整備など効率化のため維持管理を行う。

推進事業

・計画的な農道、林道の維持管理

担当部署：【産業振興課】

■脆弱性評価■

「道の駅」は容量の大きい駐車場やトイレ、倉庫を有することや地理的に不慣れな道路利用者にも認知度が高いことから、大規模災害時には緊急避難場所等として活用できる機能を持っている。

「道の駅ならは」は災害時の避難所に指定されているが、災害時に特別な機能を備えた施設になっていない状況にある。防災機能として該当するものとして、緊急時の衛生電話が1台設置されているが、平成28年に国土交通省が整備した無料公衆無線LAN（Free wi-fi）環境は、温泉棟や情報提供施設などの一部のみとなっている。しかし災害時のインターネットはほぼ使用できない状況であり、非常用電源も整備されていない状況にある。

■推進方針■

「道の駅ならは」について、災害に備えて早急にインターネット環境の整備を行い、道路利用者等の一時避難や道路の規制・被災情報の提供を可能にするとともに、防災倉庫や非常用電源設備の設置により、非常用物資の備蓄・支援物資の集配場所等の多面的な防災拠点機能の付加を検討し、災害時に防災拠点となる「道の駅」として整備を図っていく必要がある。

国土交通省では、駐車場南側に非常用貯水槽を3年以内に設置する予定で、マンホールトイレ、防災倉庫も整備予定であり、国と連携を図っていく。

町では非常用電源を整備するとともに、無料公衆回線（Free wi-fi）を物産館にも拡充する予定である。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「道の駅ならは」のインターネット環境の拡充 ・「道の駅ならは」の非常用貯水槽や非常用電源等設備の設置
------	--

指標	現状値	目標値
・「道の駅ならは」の多面的な防災拠点機能	10%	100%

担当部署：【新産業創造室】

■脆弱性評価■

近年の激甚化・頻発化する自然災害に対応するために、地域防災力を高め、災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取組とともに、一人一人が自分の身を守る「自助」の取組と地域の協力・助け合いによる「共助」の取組を促進し、連携を強めることが重要となる。

東日本大震災や令和元年東日本台風等の度重なる甚大な災害が発生しており、町民の更なる「自助」「共助」に関する理解を促進していく必要がある。

■推進方針■

「自助」「共助」に関する情報発信や防災出前講座を実施し、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される人材の養成などに継続的に取り組む。

また、町民一人ひとりが災害を「自分ごと」として認識し、確かな「避難行動」等に結びつけるなど行動変容を促すために、訓練や出前講座などを通じ、町民の更なる「自助」「共助」に関する理解を促進していく。

推進事業	・町民の「自助」「共助」に関する理解の促進
------	-----------------------

指標	現状値	目標値
・行政区を対象とした防災訓練、出前講座等の実施	開催なし	5年間で 全対象行政区 で開催

担当部署：【くらし安全対策課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

2-2-1 消防防災ヘリの円滑な運行確保

■脆弱性評価■

孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要な場合を想定し、関係機関のヘリの運用方法等について事前に検討が必要である。

■推進方針■

孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、ヘリの離着陸場の確保等の活動のための体制を整備する。加えて、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要となる場合を想定し、災害発生時に円滑なヘリ運用が図れるよう、総合防災訓練等による連携強化を図る。

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2-3-1 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

■脆弱性評価■

国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等が相互の連携及び災害対応力を強化するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県・町の総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部設置運営訓練等に取り組んでいる。大規模災害が発生した場合であっても迅速かつ確な災害対応を実現するため、実施した訓練を総括し、災害対応における課題等を把握し、必要な見直しを積み重ねていくことにより、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進していく必要がある。

■推進方針■

大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ確な災害対応を実現するため、県・町の総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練、災害対策本部設置運営訓練等に取り組み、災害対応の必要な見直しを積み重ねていくことにより、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関や消防団、自主防災組織等の連携体制と災害対応力の強化を推進するとともに、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・福島県総合防災訓練等への参加・警察、消防、自衛隊などとの受援体制の整備
------	---

指標	現状値	目標値
・警察、消防、自衛隊などとの、定期的な情報交換、緊急時連絡体制の確認	なし	年1回実施

担当部署：【くらし安全対策課】

■脆弱性評価■

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいる。

町では、特定の消防団活動（日中の消火活動や災害時の後方支援等）のみを行う機能別団員制度の導入や、女性による分団の創設など、消防団員の確保と団活動の活性化に取り組んでいる。

引き続き、消防団活動に対して地域や雇用者側からの理解・支援が得られる環境整備など、消防団の充実・強化を図る必要がある。

■推進方針■

就業構造の変化や過疎化、地域の連帯意識の希薄化などの影響により、消防団員の減少及び高齢化が進んでいることから、若者や女性の消防団への加入を促進する。

また、消防団が使用する車両、資機材、屯所などの整備・修繕を計画的に進め、消防団の充実・強化及び地域防災力の向上を図る。

推進事業 ・消防団の充実・強化

指標	現状値	目標値
・消防団員条例定数に対する充足の割合	68.4%	80%
・消防団車両、資機材、屯所などの整備・修繕	計画的に推進	計画的に推進

担当部署：【くらし安全対策課】

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、 エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-4-1 緊急車両等に供給する燃料の確保

重点

■脆弱性評価■

県では、大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、燃料供給訓練を実施している。

町でも、町内で営業する給油所と協定の締結を進め、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく必要がある。

■推進方針■

県では、大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合と燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結し、給油所における災害用燃料の備蓄等に取り組んでいる。

町でも、町内で営業する給油所と協定の締結を進め、今後も引き続き、関係機関・各種団体等との緊密な連携の下、災害時に必要な燃料の確保に向けた取組を推進していく。

推進事業	・町内給油所との協定の締結	
指標	現状値	目標値
・町内給油所との協定の締結	未締結	協定の締結

担当部署：【くらし安全対策課】

2-4-2 DMATによる災害医療体制の充実

■脆弱性評価■

DMATは、災害発生後直ちに被災地へ入り、トリアージや救命処置、患者の搬送に係る診察・処置、被災地内の病院における診療支援等を行う災害派遣医療チームであり、県では、県内の災害拠点病院において体制整備を進めている。今後も、国及び県が主催する各種研修や実動訓練等を通じて、DMAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害医療体制の強化を図る必要がある。

災害等が発生し、危機的状況に直面した際に、町内医療機関が傷病者への十分な対応ができるとはいえないため、DMATをはじめとした災害医療チームの支援が不可欠である。

現時点では、町内の医療機関やDMAT派遣に係る関係機関（福島県等）との連携体制は構築されていないため、災害医療体制の構築を図ることが必要である。

■推進方針■

県では、災害派遣医療チーム（DMAT）について、県内の災害拠点病院における体制の整備・維持に取り組むとともに、各種研修や実動訓練等を通じて、DMAT隊員の知識・技能の習得、維持向上に向けた取組を促進し、災害医療体制の強化を図る。

災害時の対応等について協議・検討するための場を設け、町内の医療機関や関係機関との連携体制を構築する。

推進事業

・災害時の対応等について協議・検討するための場の設置

指標	現状値	目標値
・災害時の保健医療福祉の領域における対応等を協議・検討するための協議会の開催回数	0回/年	1回/年

担当部署：【住民福祉課】

2-4-3 DPATによる精神保健活動支援体制の充実

■脆弱性評価■

福島県災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、平成28年4月に発生した熊本地震への対応において初めて派遣を実施した。県では、熊本地震に係るDPAT活動で確認された課題等を踏まえ、本県におけるDPATの体制整備方針及び設置運営要綱等に基づき、DPAT養成のための研修計画、資機材の計画的な整備、事務局機能の充実など、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する必要がある。

町では、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の受け入れ体制が整備されていない。

■推進方針■

DPATの受け入れについて、関係機関との緊密な協力・連携の下、災害時における精神保健活動支援体制の充実・強化を推進する。

DPATの受け入れ体制を整備するために、DPAT派遣に係る機関（福島県等）と体制構築に向けた検討会を開催する。

推進事業 ・DPATの受け入れ体制構築に向けた検討会の開催

指標	現状値	目標値
・災害時の保健医療福祉の領域における対応等を協議・検討するための協議会の開催回数	0回/年	1回/年

担当部署：【住民福祉課】

2-4-4 ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化

■脆弱性評価■

県では、救急専門医等による初期治療時間及び救命救急センターへの搬送時間を短縮することによる救命率の向上を図るため、福島県医科大学付属病院にドクターヘリを配備し、また、隣接県とのドクターヘリ広域連携に取り組んでいる。大規模自然災害時は、救命救急処置を要する重傷外傷患者の増加や道路交通基盤の被災等により、ドクターヘリの需要増大が見込まれることから、災害拠点病院における敷地内ヘリポートの整備やドクターヘリ臨時離着陸場所の確保、ドクターヘリ広域連携の運航拡大を推進し、救急医療体制の充実・強化を図る必要がある。

災害等が発生し、危機的状況に直面した際に、町内医療機関が傷病者への十分な対応ができるとはいえないため、DMATをはじめとした災害医療チームの支援が不可欠である。

現時点では、町内の医療機関や DMAT 派遣に係る関係機関（福島県等）との連携体制は構築されていないため、災害医療体制は構築されておらず、ドクターヘリの運用に際しての体制は構築されていない。

■推進方針■

大規模自然災害時は、ドクターヘリの需要増大が見込まれることから、救急専門医等による初期治療時間及び救命救急センターへの搬送時間の短縮により救命率の向上を図るなど、救急医療体制の充実・強化を推進する。

双葉地域においては、ふたば医療センター附属病院に多目的医療用ヘリを導入し、より高度・専門的な医療機関への患者搬送や地域の医療機関への高度・専門的な医療技術を提供する医師等の派遣受入れなど、救急医療体制の充実・強化を図り、災害発生時においても、必要な救急医療を確保するための取組を推進する。

町では、ドクターヘリの運用に携わる機関との連絡会を開催し、発災時に即応できる体制を構築する。

推進事業 ・災害時の対応等について協議・検討するための場の設置

指標	現状値	目標値
・災害時の保健医療福祉の領域における対応等を協議・検討するための協議会の開催回数	0回/年	1回/年

担当部署：【住民福祉課】

2-4-5 広域運送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備

■脆弱性評価■

県では、東日本大震災において、患者を一時収容する広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）が福島空港に暫定的に設置されたことから、現在、福島空港においてSCUに必要な資機材の配備を進め、SCUの設置運営訓練の実施に取り組んでいる。大規模な自然災害等に備えるためには、平時からSCUに係る準備を進めておくことが重要であることから、今後も福島空港及び関係機関等と十分な連携を図り、SCUの体制整備を推進する必要がある。

災害等が発生し、危機的状況に直面した際に、町内医療機関が傷病者への十分な対応ができるとはいえないため、DMATをはじめとした災害医療チームの支援が不可欠である。

現時点では、町内の医療機関やDMAT派遣に係る関係機関（福島県等）との連携体制は構築されていないため、災害医療体制は構築されておらず、SCUの体制整備についての議論がおこなわれていない。

■推進方針■

県では、SCUに必要な資機材の配備やSCU設置運営訓練の実施に取り組むとともに、福島空港及び関係機関等と十分な連携を図り、SCUの体制整備を推進する。

町では、災害時の対応等について協議・検討するための場を設け、町内の医療機関や関係機関との連携体制を構築する。

推進事業

・災害時の対応等について協議・検討するための場の設置

指標	現状値	目標値
・災害時の保健医療福祉の領域における対応等を協議・検討するための協議会の開催回数	0回/年	1回/年

担当部署：【住民福祉課】

2-4-6 災害医療コーディネート体制の整備

■脆弱性評価■

県では、東日本大震災時に、全国から派遣された医療チームを受け入れるための調整機能や後方支援機能が十分ではなかったという教訓を踏まえ、被災地における医療ニーズの把握及びDMAT、JMAT及び日赤救護班等の派遣調整を担う災害医療コーディネーターの確保に向けて、福島県災害医療コーディネーター設置要綱を策定し、災害医療コーディネーターの養成・確保に取り組んでいる。今後、災害医療コーディネーターの活動を核とした「福島県災害救急医療マニュアル」の見直しについて検討を深め、災害医療コーディネート体制の整備を推進していく必要がある。

災害等が発生し、危機的状況に直面した際に、町内医療機関が傷病者への十分な対応ができるとはいえないため、DMATをはじめとした災害医療チームの支援が不可欠である。

現時点では、町内の医療機関やDMAT派遣に係る関係機関（福島県等）との連携体制は構築されていないため、災害医療体制は構築されておらず、災害医療コーディネート体制についての議論がおこなわれていない。

■推進方針■

県では、災害医療コーディネーターの養成・確保に取り組むとともに、「福島県災害救急医療マニュアル」の見直しについて検討を深め、災害医療コーディネート体制の整備を推進する。

町では、災害時の対応等について協議・検討するための場を設け、町内の医療機関や関係機関との連携体制を構築する。

推進事業

・災害時の対応等について協議・検討するための場の設置

指標	現状値	目標値
・災害時の保健医療福祉の領域における対応等を協議・検討するための協議会の開催回数	0回/年	1回/年

担当部署：【住民福祉課】

2-4-7 災害時医療薬品等の備蓄・供給体制の維持

■脆弱性評価■

災害時において町民等が必要とする医薬品や衛生材料等は、災害発生から3日間程度の初動期に確保することが困難となることから、県では、医療機関等から供給要請があった場合における医薬品等の迅速な供給を確保するため、県内を6方部に分けた備蓄供給体制を構築し、福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの導入及び災害時における医薬品等の備蓄・供給に係る業務委託契約の締結に取り組んでいる。いつ災害が発生しても速やかに必要な医薬品等を供給できるよう、今後も引き続き、定期的な状況調査による適正な在庫確保に努めるとともに、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の強化を図る必要がある。

災害等が発生し、危機的状況に直面した際に、町内医療機関が傷病者への十分な対応ができるとはいえないため、DMATをはじめとした災害医療チームの支援が不可欠である。

現時点では、町内の医療機関やDMAT派遣に係る関係機関（福島県等）との連携体制は構築されていないため、災害医療体制は構築されておらず、医薬品等の備蓄・供給体制についての議論がおこなわれていない。

■推進方針■

県では、災害時に医療機関等から要請があった場合、医薬品等の迅速な供給を確保するため、定期的な状況調査による適正な在庫確保に努めるとともに、医薬品等の備蓄・供給業務の委託団体との連携・情報連絡体制の強化を推進する。

町では、災害時の対応等について協議・検討するための場を設け、町内の医療機関や関係機関との連携体制を構築する。

推進事業

・災害時の対応等について協議・検討するための場の設置

指標	現状値	目標値
・災害時の保健医療福祉の領域における対応等を協議・検討するための協議会の開催回数	0回/年	1回/年

担当部署：【住民福祉課】

2-4-8 災害時医療・福祉人材の確保

■脆弱性評価■

県では、災害発生時においても必要な医療の提供を維持するため、医療関係団体と災害時医療救護に関する協定を締結し、医療人材の確保に取り組んでいる。また、災害時における福祉人材の確保について、福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会を設立し、(社福)福島県社会福祉協議会老人福祉施設協議会の会員等から福島県災害派遣福祉チームへの登録者を集い、スキルアップのための研修等を実施している。今後も、訓練や研修等の機会を捉え、関係団体との連携強化を促進し、災害時における医療・福祉の人材確保に取り組んでいく必要がある。

社会福祉施設等において、職員確保が困難となった際には、法人間の連携や関係団体への協力要請を通じて、職員の応援が確保できるような体制が福島県によって整備されている。

医療人材の確保については、町内の医療機関や DMAT 派遣に係る関係機関(福島県等)との連携体制は構築されていないため、災害医療体制は構築されておらず、災害医療体制は整備されていない状況である。

■推進方針■

県では、災害発生時においても必要な医療・福祉の提供を維持するため、関係団体との連携強化を促進し、訓練や研修等の機会を捉え、災害時医療救護に関する協定や福島県災害派遣福祉チームに関する協定に基づく対応を相互に確認し、災害時における医療・福祉の人材確保を図る。

福祉人材の確保については、現在の体制を維持すると共に、更なる拡充を図るためには広域的な連携が不可欠となると思われることから、福島県をはじめとした関係機関との連携体制を強化する。

医療人材の確保については、災害時の対応等について協議・検討するための場を設け、町内の医療機関や関係機関との連携体制を構築するなど、DMAT 受け入れ態勢と並行して体制を検討する。

推進事業 ・ DMAT 受け入れ態勢と並行して人材確保体制を検討

指標	現状値	目標値
・災害時の保健医療福祉の領域における対応等を協議・検討するための協議会の開催回数	0回/年	1回/年

担当部署：【住民福祉課】

2-4-9 医療機関における情報通信手段の確保

■脆弱性評価■

県では、災害時における医療機関の情報通信手段を確保するため、災害拠点病院を中心に災害時にも活用可能な衛星携帯電話の整備を進めるとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）を運用し、県内全ての医療機関についてEMISへの登録を完了した。今後も、医療機関における情報通信手段の確保を推進するとともに、災害時においてEMISを活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく必要がある。

災害等が発生し、危機的状況に直面した際に、町内医療機関が傷病者への十分な対応ができるとはいえないため、DMATをはじめとした災害医療チームの支援が不可欠である。

現時点では、町内の医療機関やDMAT派遣に係る関係機関（福島県等）との連携体制は構築されていないため、災害医療体制は構築されておらず、防災・災害対応に必要な通信インフラについての議論がおこなわれていない。

■推進方針■

県では、災害時における医療機関の情報通信手段の確保を推進するとともに、医療機関の施設やライフラインの被害状況、患者受診状況、職員状況等を情報共有できる広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用した円滑な対応が展開できるよう、県内の医療機関に対するEMISの操作説明や訓練等に取り組んでいく。

町では、災害時の対応等について協議・検討するための場を設け、町内の医療機関や関係機関との連携体制を構築する。

推進事業 ・災害時の対応等について協議・検討するための場の設置

指標	現状値	目標値
・災害時の保健医療福祉の領域における対応等を協議・検討するための協議会の開催回数	0回/年	1回/年

担当部署：【住民福祉課】

2-4-10 福祉避難所の充実・確保

■脆弱性評価■

県では、災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、福祉避難所の充実・確保が求められることから、福祉避難所における平常時の備えに取り組んでいる。関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進していく必要がある。

町では、2ヶ所の福祉避難所を指定している（保健福祉会館・ゆきわり荘（会津美里町））。

■推進方針■

県では、災害時における要配慮者の円滑な避難行動を確保するため、関係機関と連携して市町村の福祉避難所開設・運営訓練を支援し、福祉避難所の充実・確保を促進する。

町では、社会福祉施設は、自ら避難できない困難な者も多いことから、入所者の安全を確保するために、災害時にあっても医療・福祉の提供を継続し、被災した患者の受入れや福祉避難所としての機能を確保する。このため、避難所での物品の拡充を図り、必要物品の抽出等をおこなう必要があるが、当面現行の体制を維持する。

推進事業	・現行の体制の維持		
	指標	現状値	目標値
	・福祉避難所の数	2ヶ所	2ヶ所

担当部署：【住民福祉課】

2-4-11 浜通り地方における医療提供体制の再構築

■脆弱性評価■

県では、避難地域の住民帰還と医療再生を加速させるとともに、災害発生時であっても必要な医療を提供するため、避難地域を中心とした浜通り地方における医療提供体制の再構築が求められていることから、施設整備への補助等を通じて医療機関の再開を支援するとともに、「ふたば医療センター」の整備により課題とされた二次救急医療を確保するなど、帰還状況や住民ニーズに応じて復興推進のために必要な医療の確保を図りつつ、経営安定化支援や医療人材の確保などにより浜通り地方における医療機関の安定的な運営に向けた支援を継続的に行っていく必要がある。

東日本大震災とそれに伴う原発事故のために、町内及び近隣自治体の医療提供体制は壊滅的な状態となり、避難指示解除と共に新たな医療提供体制を構築しつつある状況にある。

浜通り地域の医療提供体制については、福島県が会議体を設置しており、その場において様々な議論がおこなわれている。

■推進方針■

県では、休止している医療機関等の再開支援及び医療従事者の確保など、医療提供体制の再構築を推進するとともに、ふたば医療センターを整備し二次救急医療提供体制を構築している。

福島県が設置する会議体での遣り取りや、今後の方向性に関する情報収集を積極的におこない、新たな災害が発生した際に、一日も早く医療提供体制を再構築できるような体制を整備する。

推進事業

・今後の方向性に関する情報収集

担当部署：【住民福祉課】

2-4-12 浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築

■脆弱性評価■

東日本大震災及び原子力災害の影響により、浜通り地方における福祉・介護分野の人手不足は深刻な状況にあり、避難指示の解除に伴い故郷に帰還する住民に対して十分な福祉・介護サービスを提供できる環境を整えるため、県では、県外から浜通り地方等の介護施設等に就職予定の者に対して奨学金の貸付や住まいの確保に係る支援を行い、福祉・介護人材の確保に努めている。大規模自然災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、今後も引き続き、福祉・介護人材の確保に取り組み、浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築を推進していく必要がある。

町内及び近隣自治体の福祉・介護サービスの提供体制は壊滅的な状態となり、避難指示解除と共に幾つかの事業所が事業を再開し、徐々にではあるがそれぞれのサービスの拡充を図っている状況である。

■推進方針■

県では、大規模自然災害時において、避難地域を含む浜通り地方の介護施設等が人材不足によって機能麻痺となる事態を回避するため、福祉・介護人材の確保に取り組み、浜通り地方における福祉・介護サービスの再構築を推進する。

福祉・介護サービスの提供体制の再構築については、一つの自治体が単独で取り組むのではなく、複数の自治体が連携して広域的に取り組むべき事柄だと思われるため、福島県をはじめとした関係機関との連携強化を図り、課題解決に向けた協議をおこなう。

推進事業

・関係機関と課題解決に向けた協議実施

指標	現状値	目標値
・関係機関との協議の実施回数	0回/年	1回/年

担当部署：【住民福祉課】

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

2-5-1 感染症予防措置の推進

重点

■脆弱性評価■

災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐためには、避難所等における手洗い・手指消毒の励行、咳エチケットの徹底、トイレやごみ保管場所等の適正な衛生管理などの感染症予防対策の実施が効果的であり、県では、感染症対策に関する各種研修への職員派遣により、最新の感染症対応能力のある人材の育成に取り組んでいる。今後も、災害時において感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進していく必要がある。

一般的な感染症予防に関する普及啓発活動は実施できているが、災害時にも応用できる内容とは言い難い。

避難所で使用する衛生物品については、備蓄が進んでいる。

■推進方針■

災害時において感染症等がまん延する事態を防ぐため、感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供、検査実施体制の整備、感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発などに取り組み、感染症予防措置を推進し、発災時にも住民が落ち着いて対応できるようにする。

衛生物品の使用期限等を定期的に確認し、必要時に適切に使用できるようにする。

推進事業

- ・感染症予防に関する知識の普及啓発
- ・衛生物品の使用期限等の定期的な確認

指標	現状値	目標値
・通いの場等における感染症予防に関する普及啓発活動の実施回数	5回／年	30回／年

担当部署：【住民福祉課】

2-5-2 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

■脆弱性評価■

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定める下水道業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。また、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行のため、下水道BCPに基づく訓練の実施や計画見直しによる対応従事者のレベルアップを図っていく必要がある。

■推進方針■

下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復し、下水道業務を継続するため、下水道業務継続計画（BCP）の策定・見直しを行うとともに、県主催の情報伝達訓練への参加により、対応手順の定着と確実な実行に向けた取組を推進する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・下水道業務継続計画（BCP）の策定・見直し・県主催の情報伝達訓練への参加
------	--

指標	現状値	目標値
・下水道業務継続計画（BCP）の策定及び情報伝達訓練の参加	検討中	取組推進

担当部署：【建設課】

2-5-3 下水道施設の維持管理

■脆弱性評価■

本町の下水処理場は「地域し尿処理施設整備事業」として、昭和 63 年 6 月より一部の地域し尿処理施設として供用開始し、平成元年に「南地区特定環境保全公共下水道基本計画」を策定され、平成 6 年より処理場の供用を開始した。全町の水洗化を目的とした基本計画が策定された。

本町の下水道施設の中には、現在の耐震基準を満たさない施設が多く、今後、施設の老朽化による維持管理・更新費用の増大や人口減少による下水道使用料収入の減少が見込まれるなど、厳しい経営状況にある。このような状況の中、地震・津波等の自然災害が発生した場合においても、下水道施設は、生活を支える重要なライフラインであることから、将来にわたり安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現する必要がある。

■推進方針■

地震・津波等の自然災害から下水道施設の被害を防ぎ、安定的で持続可能な下水道事業の経営を実現するため、点検・調査等による施設の状態の把握、評価や中長期的な施設の状態の予測を行い、計画的かつ効率的に下水道施設の改築等を実施する予防保全型の管理により、老朽化・耐震化等対策を進めていく。

推進事業 ・下水道施設の予防保全型の管理

指標	現状値	目標値
・ストックマネジメント計画に基づく施設の修繕・改築	未着手	R5 年度

担当部署：【建設課】

■脆弱性評価■

し尿のみを処理する単独処理浄化槽について、平成 12 年の浄化槽法改正により新設が原則禁止されたが、依然として多くの単独処理浄化槽が残存し、老朽化が進んでいる。生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するためには、「檜葉町合併処理浄化槽設置整備事業補助金」による補助事業を継続して行い、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

■推進方針■

生活環境の改善や公共用水域の水質保全、感染症のまん延予防を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

推進事業 ・合併処理浄化槽への転換

指標	現状値	目標値
・浄化槽補助交付基数（件／年）	4 件（R2）	12 件（R7）

担当部署：【建設課】

2-5-5 家畜伝染病対策の充実・強化

■脆弱性評価■

大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、県では、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習の実施、防疫対策業務に関する協定締結等を実施しており、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

災害時において家畜伝染病の発生は、その活動への支障となりうることから予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行う必要があり、関係機関の連携を図る必要がある。

■推進方針■

家畜伝染病の発生予防、まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄、防疫演習、防疫対策業務など、家畜伝染病対策の充実、強化に向けた取り組みを推進し、関係機関との緊密な連携のもと、家畜防疫体制の一層の強化を図る。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・初動防疫に必要な資材の備蓄・防疫演習の実施・防疫対策業務への取り組み
------	---

指標	現状値	目標値
・家畜伝染病予防対策実施数	0件	0件

担当部署：【産業振興課】

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による

多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

2-6-1 感染症予防措置の推進

重点

■ 脆弱性評価 ■

■ 推進方針 ■

※2-5-1 感染症予防措置の推進

担当部署：【住民福祉課】

2-6-2 避難所環境の充実

■脆弱性評価■

令和元年東日本台風等による被災世帯を対象として福島県が実施した住民避難行動調査では、乳幼児等がいる子育て世帯やペットを飼育する世帯から、避難所生活への不安や抵抗感を訴える回答があった。町内での災害対応時において、感染症の発症・拡大を防ぐことはできているが、避難所における更なる防疫体制の整備が課題となっている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、避難所における密集状態の回避や感染症対策の徹底が求められており、避難所のレイアウトや飛沫防止対策、発熱者や濃厚接触者への対応など、避難所環境の充実を図ることが必要である。

避難所生活への不安等を原因として災害から逃げ遅れる事態や、避難所の劣悪な生活環境が原因で被災者の健康状態の悪化、災害関連死を招く事態を防ぐため、誰もが躊躇なく避難所への避難を選択できるよう、避難生活が長期にわたる場合も視野に入れ、引き続き避難所環境の充実を図っていく必要がある。

■推進方針■

必要な物資や食料、燃料などライフラインの維持に関連する各種団体との災害時応援協定や物資調達体制の強化を図るとともに、避難所での感染症対策に係る訓練や、「避難所開設・運営マニュアル」の見直しに取り組み、避難所環境の充実を図る。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症に対応するため、避難所における防疫体制の整備等を実施する。さらに、県主催の新型コロナウイルス等感染症対策を考慮した避難所対応研修への参加を通じ、対応力の向上を図る。

ペット連れ避難者を受け入れる避難所の選定や運営方法について検討し、ペット同行避難所開設・運営マニュアルを作成する。また、町民に対してもペット同行避難に関する知識の普及啓発に取り組む。さらに、災害時に備えペット飼養管理に必要な物資を備蓄し、ペット同行避難の体制を整備する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・「避難所開設・運営マニュアル」の見直し・新型コロナウイルス等感染症に対応した避難所の体制整備・ペット同行避難体制の整備
------	--

指標	現状値	目標値
・「避難所開設・運営マニュアル」の見直し	未実施	R3 年度 見直し

担当部署：【住民福祉課・くらし安全対策課】

3 最小限必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3-1-1 業務継続に必要な体制の整備

重点

■脆弱性評価■

町は、大規模災害発生時に職員が自らも被災した場合であっても、災害応急対応にあたる一方で、停滞すると町民生活に著しい影響を及ぼす通常業務については継続しなければならない。

災害時に応急対応と優先的に実施すべき通常業務を効率的かつバランスよく両立させるため、「檜葉町業務継続計画」を今後策定し、それに基づく業務継続体制を確実なものとする必要がある。

■推進方針■

「檜葉町業務継続計画」に基づく業務継続体制を強化するため、職員の教育を進め、防災訓練の実施等を通じて、計画の実効性を高める。

地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に応急業務や復旧・復興業務に取り組みながら、通常行っている業務のうち、中断、遅滞等により町民生活や経済活動等社会への影響が大きい重要な業務を維持するため、「檜葉町業務継続計画」を策定し、業務継続に必要な体制を進める。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・職員の教育の推進・防災訓練の実施
------	--

指標	現状値	目標値
・業務継続計画の策定	未策定	策定

担当部署：【総務課・くらし安全対策課】

■脆弱性評価■

内閣府による地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）では、被災地方公共団体において受援体制を整備することの必要性が示されている。大規模自然災害の発生時には、町が自ら被災し、人、物、情報等の資源に制約を受ける可能性があるとともに、膨大な災害応急対策業務の発生が見込まれることから、他の自治体からの人的・物的支援を適切に受け入れ、迅速かつ的確な災害対応を行う体制を構築するため、受援の窓口や対象業務等を定める受援計画の策定に取り組み、受援体制の整備を推進していく必要がある。

■推進方針■

協定締結自治体間での総合防災訓練の相互参加や、町総合防災訓練への民間事業者の参加、平時からの連絡体制の構築や受け入れ体制の整備を行うとともに、大規模災害発生時等における、相互応援協定の効果的な運用を行うため、受援体制を整備していく。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結自治体間での総合防災訓練の相互参加 ・町総合防災訓練への民間事業者の参加 ・連絡体制の構築 ・受援体制の整備 ・受援計画の整備
------	--

指標	現状値	目標値
・協定締結自治体間での総合防災訓練への相互参加	未実施	実施

担当部署：【総務課・くらし安全対策課】

3-1-3 防災拠点施設の機能確保

■脆弱性評価■

災害等の危機事象が発生した場合、速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、拠点施設の機能確保が必要である。いつ災害が発生しても、庁舎等の防災拠点施設において災害対策本部の活動に必要な機能を発揮できるよう、情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の正常な状態を常時確保するため、定期点検や保守管理を適切に継続していく必要がある。

町では、災害発生時における防災拠点施設の耐震化を進めている。

「檜葉町公共施設等総合管理計画」並びに「檜葉町公共施設個別施設計画」を作成し、施設の耐震調査は実施済みであり、耐震化が確認されていることから、長期的な視点をもって、更新・老朽化対策等を計画的に行う必要がある。

■推進方針■

いつ災害が発生したとしても速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実現するため、防災拠点施設である庁舎等の情報通信・映像設備、消防防災設備及び非常用発電設備等の定期点検や保守管理を適切に継続し、防災拠点施設としての機能の常時確保に取り組む。

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、防災拠点施設について、「檜葉町公共施設等総合管理計画」並びに「檜葉町公共施設個別施設計画」の見直しに従って、機能・性能を長期にわたって維持・管理することを目指していく。

点検等において人命に関わるような危険性が認められた場合には、必要に応じて利用制限などをし、安全性を確保するものとする。

推進事業 ・ 定期的な点検や適切な修繕等の実施

担当部署：【総務課】

3-1-4 電力関係事業者との連携強化

■脆弱性評価■

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、東北電力株式会社と災害時の協定を結び、被災施設の電力復旧の支援を要請することとしている。今後も、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実にに向けて取り組んでいく必要がある。

■推進方針■

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、総合防災訓練における電力復旧訓練の実施などを通じ、電力関係事業者との連携強化を図り、電力の応急対策の充実に取り組んでいく。

推進事業

・防災訓練の実施

担当部署：【くらし安全対策課】

4 最小限必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-1-1 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

重点

■脆弱性評価■

大規模災害等が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるため、障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報通信ネットワークの安定稼働の維持に取り組んでいる。いつ災害等が発生したとしても、速やかに障害を検知し、保守対応するとともに、関係部署へ適切に連絡・報告できる体制を今後も維持していく必要がある。

庁舎内で使う「LGWAN 回線」は、町内を走る電話回線と共通の線を利用していることから、NTTの基地局から役場までの回線が分断された場合、業務に支障をきたすおそれがある。

■推進方針■

障害発生によって甚大な影響を与える情報システム機器の冗長化、保守運用管理体制の確保及び老朽化した機器の更新等により、情報システムによる業務継続の体制強化を推進する。

有線が分断してしまった場合でも業務が継続できるように、通信方法を複数検討して体制構築を行う。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・複数の通信手段による回線冗長化・通信体制の見直し
------	--

指標	現状値	目標値
・複数の通信手段の検討	—	別途手段の検討
・通信体制強化のための整備	—	整備を図る

担当部署：【復興推進課】

4-1-2 情報通信設備の耐災害性の強化

■脆弱性評価■

大規模災害等が発生した場合であっても、情報通信ネットワークシステムの稼働を継続させるため、民間データセンターにハウジング委託し、共有基盤サーバや重要なネットワーク機器をデータセンターにおいて運用管理することにより、地震や地域停電でも情報通信ネットワークシステムが止まらない体制を確保している。今後、庁舎内に設置されている他のシステムについてもサーバ統合やデータセンターハウジング移行等の検討を進め、耐災害性の強化を図っていく必要がある。

「ADWORLD」という基幹系システムや財務会計、ファイルサーバなどはデータセンターで、仮想インターネットのサーバ、ウェブメールの履歴なども、町指定のデータセンターでそれぞれハウジング化している。

■推進方針■

地震や地域停電でも情報通信設備が止まらない体制の確保に向けて、庁舎内に設置されているシステムのサーバ統合や民間データセンターのハウジング委託を活用した重要ネットワーク機器の運用管理等の検討を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る。

推進事業

・データのハウジング化の推進

指標	現状値	目標値
・データのハウジング化	2か所	2か所
・データセンターセキュリティ見直し・現地確認	—	年1回

担当部署：【復興推進課】

■脆弱性評価■

災害等発生時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を円滑に行うため、福島県総合情報通信ネットワークシステムや原子力防災に係る緊急時連絡網システムを整備し、専用回線による電話・FAX設備に加えてTV会議システムにより情報共有を図れる通信環境を整備している。また、県の衛星携帯電話が配備されており、県など関係機関との通信不通対策を図っている。災害時における情報通信の途絶を回避するため、多様な通信手段の確保に引き続き取り組んでいく必要がある。

町内8か所（役場本庁舎、コミュニティセンター、保健福祉会館、あおぞらこども園、まなび館体育館、中学校体育館、総合グラウンド、スカイアリーナ）に防災Wi-Fiを設置している。災害時はもちろんのこと、平時もインターネットに接続でき、通信手段を確保することができる。

■推進方針■

災害時において災害現場における被害状況や住民避難等に関する災害関連情報の伝達・収集を行うため、防災Wi-Fiの設置を周知し、必要箇所について随時協議し、多様な通信手段の維持・確保に取り組んでいく。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災Wi-Fi設置の周知 ・ 防災Wi-Fi設置必要箇所について協議実施
------	---

指標	現状値	目標値
・ 防災Wi-Fiの設置件数	8か所	10か所

担当部署：【復興推進課】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4-2-1 住民等への情報伝達体制の強化

重点

■脆弱性評価■

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送で閲覧できる体制を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が行われている。また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信や町公式ラインを活用した情報発信に取り組んでおり、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する必要がある。

町では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、防災行政無線や災害情報共有システム（Lアラート）の活用や町ホームページ、エリアメールなどの多様な情報発信手段で行っている。しかし、パソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯や登下校中の児童・生徒等に対する情報伝達手段の確保が課題であり、的確かつ迅速な情報伝達手段の構築・多重化に向け検討を行っている。

災害時は防災無線、エリアメール、町ホームページ、facebook、ラインで災害の状況などの周知を行っている。

■推進方針■

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、関係機関及び放送・通信事業者との連携を一層強化し、災害情報共有システム（Lアラート）の運用や緊急速報メールの配信、町公式ラインの活用、非常無線通信の利用など、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、住民等への情報伝達体制の強化を推進する。

避難指示等が発令された際、対象地域に居住している高齢者等の要配慮者に対して、消防団員や職員により直接情報伝達する体制構築に向けた検討を進める。

推進事業	・情報提供手段の多重化 ・直接情報伝達する体制について検討
------	----------------------------------

指標	現状値	目標値
・町公式ラインへの登録者数	—	2,000人

担当部署：【復興推進課】

4-2-2 放送事業者との連携強化

■脆弱性評価■

災害時において、住民及び町外関係者に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱の防止及び適切な行動を支援するため、報道機関と連携して広報活動を展開する必要があることから、災害時における放送要請に関する協定を放送事業者と締結し、災害情報の放送に係る連携体制の構築に取り組んでいる。今後も、放送事業者との連携強化を図り、災害広報の充実を推進していく必要がある。

町では、FM いわきとは「災害時における放送要請に関する協定書」を締結しており、災害時、町と連携した災害情報の発信が必要となる。

■推進方針■

災害時における放送要請に関する協定を締結している各放送事業者と町が円滑に情報伝達や意思疎通を行えるよう、相互に顔の見える関係づくりを進めるなど、連携を強化し、災害時における広報活動の充実を図る。

放送事業者との連携強化のため、随時話し合いの場を設け、災害時の情報伝達・情報発信の方法について協議を行う。

推進事業

・放送事業者との連携強化について、課内協議の実施

指標	現状値	目標値
・FM いわきへの情報提供	週1回	現状維持
・災害時の支援体制の構築	—	随時協議

担当部署：【復興推進課】

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

4-3-1 避難行動要支援者対策の推進

重点

■脆弱性評価■

高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者は、災害情報の受理・認識、避難行動、避難所における生活等の場面で困難に直面することが予想され、要配慮者に対する防災対策が重要な課題となっている。災害発生時、速やかに要配慮者を把握して円滑に避難誘導等を行うため、個別訪問等による避難行動要支援者名簿の作成に取り組んでいる。名簿の作成・随時更新や対象者一人一人の具体的な個別支援計画の作成に取り組むとともに、関係機関及び地域住民の協力・連携による避難行動要支援者の避難訓練を実施し、地域防災力の向上及び避難行動要支援者対策の充実を推進していく必要がある。

町では、要支援者名簿の整備はしているが、避難行動要支援者の個別計画が作成されていない。

また、災害の種類ごとに名簿から抽出し電話等で連絡しているため、合理的な避難体制が構築できていない。

■推進方針■

県では、水害・土砂災害等からの「逃げ遅れゼロ」を実現するため、県内8方部の水災害対策協議会等を活用し、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組を推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていくため、関係部局や市町村との連携を強化し、施設管理者に対し、あらゆる機会を活用して、必要性を説明する。

町では、要支援者及び支援者の理解促進に努め、実情にあった個別計画の作成に向けた取組を進める。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組の推進（福島県）・避難行動要支援者の個別計画の作成
------	--

指標	現状値	目標値
・避難行動要支援者の個別計画の割合	30%	80%

担当部署：【住民福祉課】

■脆弱性評価■

災害発生時の住民避難や救急・救援活動においては、道路状況の把握が重要となる。刻々と変化する道路状況について、道路利用者が事前に道路状況を知ることができるよう、道路情報の提供による防災・減災対策の推進と道路利用者へのサービス向上を図る必要がある。

■推進方針■

道路利用者がインターネットを通じてリアルタイムの道路状況を知ることができるよう、主要な路線へのライブカメラの設置を検討する。また、大規模災害時の迅速な状況把握のため、パトロール車両を増台により体制を強化し、道路情報の提供による防災・減災対策の推進と道路利用者へのサービス向上を図る。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・主要路線へのライブカメラの設置検討 ・パトロール体制の強化 	
指標	現状値	目標値
・パトロール車両の配備	2台	3台

担当部署：【建設課】

4-3-3 在留外国人に対する多言語による情報提供

■脆弱性評価■

町内に居住する外国人は年々増加しており、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性がある。大規模災害が発生した場合においても、やさしい日本語を含む多言語による正確な情報提供や相談対応を継続して行えるよう、関係機関と連携して通信機器等の正常な機能確保やバックアップ体制の検討に取り組んでいく必要がある。

■推進方針■

外国人が安心・安全な生活を送るうえで必要不可欠な「防災」を常日頃から意識し、平時のコミュニケーション支援や生活相談、町からの情報提供に加え、やさしい日本語の普及や外国人への防災知識の普及啓発等に努める。

発災時の避難誘導に関する案内や情報発信の多言語化の推進など、外国人住民への支援の強化を図る。また、災害時でも適切に行動できるよう、様々な機会を通じて、積極的な広報・啓発を実施する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・平時のコミュニケーション支援・生活相談・町からの情報提供・やさしい日本語の普及・防災知識の普及啓発
------	--

指標	現状値	目標値
・避難誘導看板の多言語化	未実施	実施

担当部署：【くらし安全対策課】

■脆弱性評価■

自主防災組織は、地域住民が「自らの命と地域は自分たちで守る」という意識の下、行政区単位などで結成された防災組織であり、自主防災組織が積極的に防災活動に取り組むことより、自主防災機能が強化されるとともに地域住民の防災意識の高揚が期待される。

町の現状としては、共助の中核となる自主防災組織が結成されていない地区があること、組織が形骸化されていること、組織員の高齢化や後継者が不足していること等を理由にその取り組みに差が生じている。

自主防災組織による活動の活性化を図り、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図っていく必要がある。

■推進方針■

未結成となっている地区に対し、その必要性について理解が得られるよう、粘り強く組織の結成を促していくとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、組織活動の実態を調査し必要な支援について検討していく。

また、自主防災組織による日常の防災活動の活性化を図るとともに、地域ぐるみで避難行動要支援者を支える体制構築を促すため、防災出前講座の開催や自主防災組織のリーダーとして活躍が期待される人材の育成を図り、自主防災組織の機能強化と地域防災力の向上を図る。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織の結成促進 ・ 地域の防災訓練等実施の支援 ・ 組織活動の実態を調査 ・ 必要な支援について検討
------	---

指標	現状値	目標値
・ 自主防災組織の結成促進	—	3 組織
・ 自主防災組織を対象とした防災訓練等の開催	開催なし	年 1 回開催

担当部署：【くらし安全対策課】

4-3-5 東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

■脆弱性評価■

学校で防災に関する授業を行っているが、震災時には幼少であったり震災後に生まれた児童が多数となるなど震災に対する風化が進んでいる。

地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び町広報紙などで防災知識や自助意識等の普及啓発に取り組んでいるが、引き続き、啓発内容の充実等を図る必要がある。

■推進方針■

児童・生徒が地域の自然環境、災害や防災についての知識を正しく理解し、災害発生時における危険性や状況の的確な思考・判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、地域の実態に即した防災教育カリキュラムの構築に取り組む。

家庭や地域社会の理解・協力を得ながら、東日本大震災・原子力災害の経験を踏まえた「生き抜く力」を育む防災教育を推進する。

地域や事業所における防災意識の向上のため、防災訓練、出前講座及び町広報紙などで実施している防災知識や自助意識等の普及啓発について内容の充実等を図る。

防災教育に関する教職員研修の内容の更なる充実とともに、「学校防災マニュアル」に基づく避難訓練がより具体的・実践的なものとなるよう内容を検討し、防災教育の充実を図る。

推進事業 ・ 防災教育の継続

担当部署：【くらし安全対策課】

4-3-6 学校における災害対応行動マニュアルの作成支援

■脆弱性評価■

災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあり、広域避難となった場合の子供引き渡しなど、児童生徒の安全を確保するための防災体制を整備する必要がある。

大規模な災害が発生した場合に備え、適切な行動がとれるよう災害時の対応マニュアルを現状に合わせて毎年度見直しを実施しているが、原子力災害については、東京電力福島第二原子力発電所の廃炉が決定したことに伴い、今後、町の原子力防災計画にも変更が生じる可能性が高く、対応が必要である。

■推進方針■

災害対応行動マニュアルに従って、学校における避難訓練の実施など、引き続き防災行動の実施に向けた取り組みを行っていく。災害マニュアルは見直しを予定しているが、町の地域防災計画に沿う形で内容を見直す必要があり、実効性の高いマニュアルを策定していく。

推進事業	・災害マニュアルの策定		
	指標	現状値	目標値
	・災害マニュアルの策定	策定済	改定

担当部署：【教育総務課】

■脆弱性評価■

東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取組を国や世代を超えて継承・共有していくため、県では、情報発信拠点（アーカイブ）施設の整備に取り組んでいる。

町にしかない経験と教訓を今後の防災・減災対策に活かすとともに、想像を超える災害が起こりうるという危機意識を喚起し、経験を忘れずに災害に備えることの大切さを伝えることにより、自助・共助の取組を促し、地域防災力の向上を図るため、今後も引き続き震災教訓の継承・風化防止に取り組んでいく必要がある。

町では、震災の教訓を伝承・風化させないように語り部やバスツアーを企画しているが、語り部の減少や伝承するコンテンツが少ないことが問題となっている。

■推進方針■

町が経験した未曾有の複合災害の記録や教訓について、町内外や世代を超えて継承・共有するとともに、今後の防災・減災対策に活かしていくため、パネル展やフォーラムの開催、語り部の育成などを通じ、震災教訓の継承・風化防止に対する意識の醸成を図る。

今後、語り部として活動してくれる方を増やし、みんなの交流館「ならは CANvas」などで企画展を開催するなど、震災を伝える展示や動画によるコンテンツを増やす。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・語り部の増加 ・動画による震災からの復興映像
------	--

指標	現状値	目標値
・語り部の増加	2名	15名
・動画による震災からの復興映像	—	年1本

担当部署：【復興推進課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

5-1-1 企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

■脆弱性評価■

災害等は、いつ、どのように起きるか予測が困難であるが、緊急時に備えた計画を策定し、運用する企業内の共通認識を持つことは可能である。

県では、災害発生時における中小企業者等の経済活動の停滞を回避するため、「福島県BCP策定プロジェクト」としてし、中小企業者等の業務継続計画（BCP）の策定を推進している。

◆福島県BCP策定プロジェクト

県は、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会、福島県産業振興センターおよび東京海上日動火災保険株式会社と「福島県BCP(事業継続計画)策定支援に関する協定」を締結し、県内に事業所がある事業者に対し、個別具体的なBCP策定支援に取り組んでいます。(費用無料・回数制限なし)

経済活動が停滞することがないように、中小企業等の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、BCPの必要性について普及啓発していく仕組みを構築する必要がある。

■推進方針■

商工関係団体等と連携し、業務継続計画（BCP）の必要性について、普及啓発していく仕組みを構築する。また、小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施するため、小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画（事業継続力強化支援計画）作成を、商工会又は商工会議所と共同で支援していく。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・業務継続計画（BCP）の必要性を普及啓発する仕組みの構築・事業継続力強化支援計画の作成支援
------	---

指標	現状値	目標値
・業務継続計画（BCP）の周知		

※参考（福島県ホームページ）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/bcp.html>

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/jigyokeizokuryokukyouka.html>

担当部署：【新産業創造室・くらし安全対策課】

5-2 食料等の安定供給の停滞

5-2-1 食料生産基盤の整備

重点

■脆弱性評価■

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。引き続き食料生産基盤の整備に取り組む必要がある。

東日本大震災と担い手不足により農地は、営農できない状況が長期間となり通常営農されていないことにより保全管理される農地及び土地改良施設等が維持管理が農地が荒廃している。

震災後の営農再開にむけて、荒廃した農地の保全管理や次年度の水稲作付けを予定している担い手農家の方の要望を受け圃場整備を進める必要がある。

■推進方針■

農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、県営圃場整備事業により山田浜、上小埜、下小埜、上繁岡地区及び幹線用水路の整備を進める。その他の地区については、町事業により整備を行い、食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

推進事業	・県営圃場整備事業 ・町事業
------	-------------------

指標	現状値	目標値
・県営・町圃場整備率 (%)	10%	70%

担当部署：【産業振興課】

■脆弱性評価■

災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理等の取組により、安全安心な農山村づくりを進めていく必要がある。

農業水利施設の多くは、老朽化により機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化により施設管理体制に弱体化の傾向があり、維持管理が課題となっている。

2 5 箇所のため池が老朽化等による機能低下及び東日本大震災により大規模な津波被害を受け機能低下が進んでいる。

■推進方針■

農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設の適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進める。

町では、東日本大震災により被害を受け機能低下が進んでいる農業用ため池 19 箇所の改修工事を実施し防災、減災対策の推進を図る。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業水利施設診断の実施 ・ 施設管理体制の強化
------	--

指標	現状値	目標値
・ ため池改修箇所	0 箇所	19 箇所

担当部署：【産業振興課】

5-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

5-3-1 渇水時における情報共有体制の確保

■脆弱性評価■

県では、渇水状況を把握し、適切な渇水対策の推進を図るため、渇水の段階に応じた関係者による情報共有及び節水の呼びかけ等の広報を行う体制を整えている。いざ渇水が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう、日頃から渇水に関する基礎的情報の収集と渇水対策関係者による情報共有体制の強化に向けて取り組んでいく必要がある。

■推進方針■

県において、国、市町村及び関係機関との連携を図りながら、渇水に係る情報収集や情報発信（ダム貯水量、渇水対策本部の設置状況、給水制限の措置、農作物への影響等について関係部局を通じて照会し、調査結果をHPに掲載）渇水対策連絡会議の設置、節水対応の協議、給水制限、節水の広報など適切な節水対策に努める。

推進事業

・渇水時における情報共有体制の確保

担当部署：【くらし安全対策課】

5-3-2 工業用水の渇水対策

■脆弱性評価■

異常渇水の発生時においても工業用水が給水停止となる事態を回避するため、工業用水道受水企業との連携調整を十分に図りながら、渇水対策を推進していく必要がある。

■推進方針■

双葉地方水道企業団では、異常渇水の発生時においても工業用水が給水停止となる事態を回避するため、必要な措置を適切に講じていくとともに、関係機関や工業用水道受水企業と緊密に連携した対応を可能とする体制の強化を図りながら、渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

担当部署：【新産業創造室】

5-3-3 農業用水の渇水対策

■脆弱性評価■

異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、状況把握と連絡体制の確認を行っている。今後も、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

■推進方針■

農業用水の計画的な配水、節水などの対策を適切に実施するため、渇水調整連絡協議会や関係者との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けた取組を推進する。

渇水調整連絡協議会により情報共有を行い、異常渇水時に水利使用者間により調整を行うことと、水田については、関係機関及び水利管理者間において水門、ゲートの調整を行う。

推進事業

・渇水調整連絡協議会や関係者との情報共有や連携対応

担当部署：【産業振興課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を 最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

6-1-1 要請に基づく避難所等へのLPガス供給

■脆弱性評価■

大規模災害発生時等においては、町単独での災害対応が困難な状況になることが想定されることから、迅速・円滑な災害対応に資するため、LPガス事業者との災害時応援協定の締結を進め、大規模災害発生時等における協定の効果的な運用を行うため、受援体制を整備する必要がある。

■推進方針■

大規模災害への応急対応や避難所等での炊き出しに必要な燃料等の確保と施設の早期復旧のため、LPガス事業者との災害時応援協定の締結を進め、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の支援体制の強化を図る。

推進事業	・ LP ガス事業者との協定締結 ・ 防災訓練等の実施
------	--------------------------------

指標	現状値	目標値
・ LP ガス事業者との協定締結	未締結	締結

担当部署：【くらし安全対策課】

■脆弱性評価■

県では、電力需給調整問題や系統基盤の脆弱さへ対応するとともに、県内の産業集積と地域経済の活性化を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。

大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要がある。

①住宅用新エネルギーシステム設置費補助金（太陽光パネル）を交付している。売電価格の下落により、申請件数が減少傾向にある。

②笑ふるタウンにおいて、エネルギーの地産地消（＝域内での経済循環、災害に強いまちづくり）を目的に、以下の設備を導入し、スマートコミュニティを運営している。R2から運開のため、災害時の動きなどが不安な状態である。

→中満・寺脇住宅：（太陽光パネル4.2kW+蓄電池4kW+HEMS）×140戸

→商業施設：太陽光パネル94kW+蓄電池89kW+BEMS

→交流施設：太陽光パネル5kW+蓄電池5kW+BEMS

→調節池：太陽光パネル335kW

→全体：CEMS（上記設備を一括制御するもの）

＜町内公共施設・主要再生可能エネルギー導入施設＞

- ・ 檜葉町役場 太陽光発電 31.5kW、蓄電池 20kWh
- ・ 檜葉中学校 太陽光発電 25kW、蓄電池 22kWh
- ・ ここなら笑店街 太陽光発電 429kW、蓄電池 89kWh、自立型街路灯 4基
- ・ ならはCANvas 太陽光発電 5kW、蓄電池 5kWh
- ・ ならはスカイアリーナ 太陽光発電 19.6kW、太陽熱 260 kW、地中熱
- ・ まなび館 太陽光発電 26kW、蓄電池 33kWh
- ・ あおぞらこども園 太陽光発電 10kW
- ・ 中満南・寺脇住宅団地 太陽光発電 4kW×140戸、蓄電池 4kWh×140戸

＜町所有以外＞

- ・ Jヴィレッジ 太陽光発電 191.5kW、自立型街路灯 6基、小型風力 19.8kW、
純水素円了電池 2台
- ・ アンフィニ株式会社福島工場
太陽光発電 1.5MW、蓄電池 1.2MWh
- ・ 波倉発電所 太陽光発電 11.5MW
- ・ 大谷発電所 太陽光発電 20MW

■ 推進方針 ■

上記①について、再エネ設備の更なる普及・災害に強いまちづくりを目的に、蓄電池・エネファーム購入に対する補助を実施している。

上記②について、R2 中にスマートコミュニティ運営の安定化・効率化を図る調査事業を実施予定である。

また、可能な限り公共施設において再生可能エネルギー設備や蓄電設備を設置していく。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・蓄電池・エネファーム購入に対する補助の実施・スマートコミュニティ運営の安定化・効率化を図る調査の実施
------	--

指標	現状値	目標値
・一般家庭において災害時の電源となる蓄電池の導入に対する補助件数	5件	10件

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

6-2-1 工業用水道施設の整備等

■脆弱性評価■

双葉地方水道企業団では、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強い工業用水道施設整備の計画的な実施を目標に掲げ、水管橋や土木構造物の耐震補強、施設・設備の健全性を保持するための定期的な保守点検、修繕及び更新工事を実施している。工業用水道施設は、本町の復興を支える重要な産業基盤であることから、経営基盤の安定という側面を考慮しつつ、工業用水の安定供給を確保するため、今後も引き続き計画的な施設の整備・維持管理を進めていく必要がある。

■推進方針■

双葉地方水道企業団では、工業用水道施設が本町の復興を支える重要な産業基盤であることから、経営基盤の安定という側面を考慮しつつ、災害に強い工業用水道施設整備の計画的な実施を目標に掲げ、水管橋や土木構造物の耐震補強、施設・設備の健全性を保持するための定期的な保守点検、修繕及び更新工事等の実施により、工業用水の安定供給を確保する。

担当部署：【新産業創造室】

6-2-2 工業用水道の応急復旧体制の整備

■脆弱性評価■

双葉地方水道企業団では、災害発生時において、工業用水道施設の被害状況等の調査及び応急復旧対策を適切に行うため、危機管理対応体制を定めている。また、大規模自然災害の被災によって独力では緊急の復旧対応が困難な場合に備えた応急対策業務の支援に係る相互応援協定の締結や、応急復旧資機材の備蓄等に取り組んでおり、今後も応急復旧体制の検証・見直し、災害応援協定に基づく通信連絡訓練の実施、応急復旧資機材の備蓄管理等を進めていく必要がある。

■推進方針■

双葉地方水道企業団では、災害発生時において、工業用水道施設の被害状況等の調査及び応急復旧対策を適切に行うため、応急復旧体制の検証・見直し、通信連絡訓練の実施、応急復旧資機材の備蓄管理等に取り組み、工業用水道の応急復旧体制の整備を推進する。

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

6-3-1 地域公共交通の確保

重点

■脆弱性評価■

町民の通勤、通学、通院、買い物など、日常生活に必要な生活交通を維持・確保するため、公共交通機関の利用促進、まちなか循環バス（お買い物バス）やデマンド型交通システム（お出かけタクシー）に取り組んでいる。鉄道・バス等の地域公共交通は、災害時の救援に係る物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、過疎・中山間地域の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤であることから、引き続き、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進していく必要がある。

町内各所と笑ふるタウンをつなぐ「お買い物バス」を町直営で実施している。運行は木・金曜。

町内移動にについて、自己負担 300 円でタクシーが利用できる「お出かけタクシー」を、檜葉タクシーに委託して実施している。

現状、駅からの 2 次交通がタクシーとシェアサイクルのみとなっている。

■推進方針■

公共交通機関の利用促進を図り、地域公共交通の維持・確保のための取組を推進する。

町内にある JR 東日本の 3 つの駅と町内の資源が有効に連携して町内外の人に活用されるために、さまざまな移動手段を組み合わせ、充実化することで、利便性を向上させるとともに、町民も外から来るひと「移動を楽しめるまち」を構築する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ JR 利用助成・ お買い物バス運行事業・ お出かけタクシー・ シェアサイクル推進事業費補助金
------	---

指標	現状値	目標値
・ 公共交通利用者数	150,000 人/ 年	200,000 人/ 年

担当部署：【復興推進課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない対策を構築する

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や

堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

7-1-1 ダム管理設備の機能確保

■脆弱性評価■

■推進方針■

※1-3-1 ダム管理設備の機能確保

担当部署：【建設課】

■ 脆弱性評価 ■

■ 推進方針 ■

※5-2-2 農業水利施設の適正な保全管理

担当部署：【産業振興課】

7-2 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

7-2-1 原子力発電所の安全監視

■脆弱性評価■

廃炉に向けた取り組みやトラブルの状況等を随時確認するため、「楡葉町原子力施設監視委員会」や県の「廃炉安全監視協議会」等の様々な機会を捉えて監視体制を強化している。燃料デブリや使用済燃料の取り出し作業が進められる中、汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、引き続き廃炉に向けた取り組みをしっかりと監視し、国及び東京電力ホールディングス（株）に万全の対策を求めていく必要がある。

■推進方針■

東京電力（株）福島第一原子力発電所において、燃料デブリや使用済燃料の取り出し作業が進められる中、汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、また、本町に立地している福島第二原子力発電所における廃炉作業が安全・確実に進められるよう、「楡葉町原子力施設監視委員会」や県の「廃炉安全監視協議会」等の様々な機会を捉えて、廃炉に向けた取り組みをしっかりと監視し、国及び東京電力ホールディングス（株）に万全の対策を求めていく。

推進事業	・廃炉に向けた取り組みを監視
------	----------------

担当部署：【くらし安全対策課】

7-2-2 原子力防災体制の充実・強化

■脆弱性評価■

原子力災害の教訓を踏まえ、「町地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「町原子力災害広域避難計画」を策定し、原子力防災体制の充実・強化を進めている。また、これらの計画の実効性を高めるため、広域避難先となる自治体や関係団体との相互応援協定を始めとする連携協力体制を整備する必要がある。

■推進方針■

「町地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「町原子力災害広域避難計画」に基づき、平常時のモニタリング体制や広域避難先となる自治体や関係団体との相互応援協定を始めとする連携協力体制を整備する。

推進事業	・「町地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「町原子力災害広域避難計画」の最新の情報に基づく適宜修正 ・連携協力体制の強化
------	--

担当部署：【くらし安全対策課】

■脆弱性評価■

新たな原子力災害発生時における円滑な住民避難に向け、「町原子力災害広域避難計画」を策定し、避難先自治体、具体的な避難施設及び避難ルートを予め定めている。当計画の実効性を高めるため、住民避難訓練（原子力防災訓練）を実施し、課題の抽出や関係者の対応能力の向上に努めている。また、自家用車避難を原則とする広域避難において、渋滞の発生が想定されることから、円滑な広域避難に向け課題の整理やその解決に向けた検討を進めている。原子力災害発生時の住民の被ばくをできるだけ少なくするため、今後も引き続き避難対策の充実に取り組んでいく必要がある。

原子力災害時に避難に時間がかかる要配慮者について把握し、名簿を作成するとともに、自ら避難することができない避難行動要支援者については、避難が必要になった時に適切な支援ができるように準備しておく必要がある。

■推進方針■

新たな原子力災害発生時の円滑な住民避難に向け、避難先自治体、具体的避難施設及び避難ルートを定めた「町原子力災害広域避難計画」の実効性を高めるため、住民避難訓練（原子力防災訓練）の実施や広域避難の課題解決に向けた検討など、原子力災害時避難対策の充実にに向けた取組を推進する。

また、原子力災害時に避難に時間がかかる要配慮者について把握し、名簿を作成するとともに、自ら避難することができない避難行動要支援者については、対象行政区や民生委員、消防団と協力し、避難行動要支援者の個別計画の作成に向けた取り組みを進める。

推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県原子力防災訓練への参加 ・避難行動要支援者個別計画の作成 ・避難するための設備の整備および行政、介護従事者等の体制づくり
------	--

指標	現状値	目標値
・避難行動要支援者の個別計画の割合	30%	80%

担当部署：【くらし安全対策課】

7-2-4 広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施

■脆弱性評価■

県では、原子力発電所において緊急事象が発生した場合に備え、毎年度、原子力防災訓練実施しており、町も参加している。緊急時における関係機関の連携確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の取るべき行動についての理解促進のため、県や関係機関と連携した住民避難訓練を今後も実施していく必要がある。

町では、「町原子力災害広域避難計画」を策定し、避難先自治体、具体的な避難施設及び避難ルートを予め定めている。原子力災害発生時の住民の被ばくをできるだけ少なくするため、今後も引き続き避難対策の充実に取り組んでいく必要がある。

■推進方針■

原子力発電所において緊急事象が発生した場合に備え、県や関係機関との緊密な連携の下、広域避難計画に基づく住民避難訓練を定期的に行い、緊急時における関係機関の連携確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の取るべき行動についての理解促進を図る。

また、広域避難時に必要となるバスを確保するため、町内観光業者と災害時応援協定を締結しており、防災訓練等を通じて、協定の実効性を高めるための受援体制の整備に取り組む。

推進事業

- ・県原子力防災訓練への参加
- ・町内観光業者との広域避難時の受援体制の整備

担当部署：【くらし安全対策課】

7-2-5 関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化

■脆弱性評価■

いかなる災害が発生したとしても、国、県、関係機関及び原子力事業者等と速やかに情報を共有し、的確な初動対応を行うための連絡体制を確保する必要がある。県は、原子力災害に備えた緊急時通信連絡体制の整備として、これまでTV会議システムの更新等を進めており、本町においても機器が整備されている。今後も定期的な通信訓練により関係職員の操作習熟度の向上を図っていく必要がある。

■推進方針■

原子力災害に備えた緊急時通信連絡体制の整備を推進するとともに、関係職員の操作習熟度の向上及び関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化を促進する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・緊急時通信連絡体制の整備を推進・関係職員の操作習熟度の向上・関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化を促進
------	---

担当部署：【くらし安全対策課】

7-2-6 放射線モニタリング体制の充実・強化

■脆弱性評価■

現在、町内全域において空間線量率のモニタリングや環境試料の分析を幅広く実施し、町内外に情報を発信している。

原子力災害発生時に放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、町民が被ばくを回避するための行動がとれるよう、普段より身近な生活空間の線量などの把握が重要であることから、今後も引き続き放射線モニタリング体制を確保し、放射線に関する正確な情報の提供を継続していく必要がある。

■推進方針■

現在は生活空間における空間線量率は一定の低減が図られており、放射線線量計の貸出し件数も年々減少傾向にあるが、引き続き、町民への線量計の貸し出しや空間線量率などの測定を行い、放射線モニタリング体制を確保する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・町民への放射線線量計の貸し出し・空間線量率の測定
------	--

指標	現状値	目標値
① 空間放射線量計および累積積算線量計の貸出 台数	① 各線量計 約 200 台	① 各線量計 約 200 台
② 公共施設モニタリング測定箇所数	② 公共施設 75 か所	② 公共施設 75 か所

担当部署：【くらし安全対策課】

7-2-7 原子力災害医療体制の充実・強化

■脆弱性評価■

原子力災害の教訓を踏まえ、原子力災害医療体制の充実・強化を図り、県原子力防災訓練において避難退域時検査や安定ヨウ素剤の住民配付等の対応について検証し、原子力災害医療体制の充実・強化を推進していく必要がある。

放射線の内部被ばくに対する有効な防護手段の一つとして、安定ヨウ素剤の服用がある。緊急時には速やかに配布し、適切に服用されなければならないため、必要数量の備蓄・管理および配布のための体制を整えておく必要がある。

■推進方針■

県原子力防災訓練において避難退域時検査や安定ヨウ素剤の住民配付等の対応について検証し、原子力災害医療体制の充実・強化を推進する。

町では、緊急時に安定ヨウ素剤を速やかに住民に配布し、適切な服用が実施されるための体制の構築を図る。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・必要数量の備蓄・管理・配布のための体制の整備
------	--

指標	現状値	目標値
・安定ヨウ素剤の配布マニュアルの整備	未整備	整備

担当部署：【くらし安全対策課】

7-2-8 放射線性物質に汚染された廃棄物の適正処理

■脆弱性評価■

汚染廃棄物のうち国が指定した廃棄物等は、特定廃棄物埋立処分施設（富岡町）で処分することとなっており、県では、国、県、富岡・楡葉両町と締結した安全協定に基づき、施設の安全な運用確認のため、状況確認等を実施している。災害発生時においても汚染廃棄物が適正に処理される体制を確保するため、国、県、防災関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組んでいく必要がある。

■推進方針■

国は、放射性物質汚染廃棄物処理事業等として、特定廃棄物の仮置場からの搬出、既存管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分、輸送中の事故等、緊急事態に適切に対処するため、図上演習や訓練を実施等に取り組み、災害発生時においても汚染廃棄物が適正に処理される体制を確保する。

県は、特定廃棄物埋立処分施設対策事業として、国が実施する事業について、その輸送及び埋立処分等が適切に行われているかを確認するため、現地確認や環境モニタリング等を行う。また、有識者で構成される技術検討会を開催して事業の安全性を確認し、事故及び災害発生時の緊急連絡網を作成することで関係機関の連絡体制を確立している。

町は、放射性アドバイザーを設置し、放射線に関する知見を有する有識者の意見を確認しながら、特定廃棄物埋立処分に係る打合せに月1度し、情報の共有を行い、国が実施する事業について安心・安全を確認している。

推進事業

- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等（国）
- ・特定廃棄物埋立処分施設対策事業（福島県）
- ・放射線アドバイザーの設置

7-2-9 中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保

■脆弱性評価■

除染により発生した除去土壌等は、国が中間貯蔵施設（大熊町・双葉町）で、最終処分までの間、貯蔵を進めており、県では、国、県、大熊・双葉両町と締結した安全協定に基づく状況確認等により、施設と除去土壌等の輸送の安全確認を行っている。災害発生時においても安全な輸送及び保管における適正な管理体制を確保するため、関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組んでいく必要がある。

■推進方針■

国では、災害発生時においても除去土壌等の安全な輸送及び保管における適正な管理体制を確保するため、関係機関の連絡体制の確立や合同訓練の実施等に取り組む。

県は、中間貯蔵施設対策事業として、国が実施する除去土壌等の輸送及び貯蔵等の事業について、安全・安心を確保するため、現地確認や環境モニタリング等を行い、また、大熊町・双葉町に駐在員を置き、施設整備に向けた国、地元との調整を図っている。有識者で構成される専門家会議を開催し、事業の安全性を確認するとともに、事故及び災害発生時の緊急連絡網を作成し、関係機関の連絡体制を確立している。町は、放射性アドバイザーを設置し、放射線に関する知見を有する有識者の意見を確認しながら、国（環境省）が実施する工程会議に週1回参加し、情報の共有を行い、国が実施する事業について安心・安全を確認している。

推進事業

- ・ 中間貯蔵施設の整備等（国）
- ・ 中間貯蔵施設対策事業（福島県）
- ・ 放射線アドバイザーの設置

担当部署：【くらし安全対策課】

7-2-10 除染廃棄物仮置き場の原状復旧

■脆弱性評価■

国による、仮置き場に保管されていた除染により生じた土壌や廃棄物（除去土壌等）の中間貯蔵施設等への搬出に伴い、仮置き場を地権者に返す必要が生じている。

■推進方針■

国は、仮置き場の辺地に当たって仮置き場を従前に近い状態に回復するための工事を実施する必要がある。町は地権者と国との間で連絡調整を行い、円滑に原状復旧されるよう支援を行う。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ 除染廃棄物が搬出された後の仮置き場の原状復旧（国）・ 地権者と国との連絡調整
------	---

担当部署：【くらし安全対策課】

7-2-11 放射線等に関する正しい知識の普及啓発

■脆弱性評価■

放射線に関する正しい知識を持ち、風評や偏見に左右されずに生活していけるような環境を整えることを目的に、次世代への教育等への取り組みを実施している。震災から10年以上が経過し、震災を知らない世代も増えてくるため、ニーズを見極め、時代に合った事業内容を構築し、新たな世代への放射線に対する理解促進に取り組む必要がある。

■推進方針■

震災や原発事故を知らない新たな世代が放射線への正しい理解が深められるよう、放射線教育の支援や体験学習会の開催を通して学ぶ機会の確保に取り組んでいく。放射線アドバイザーを設置し、町職員を対象とした放射線教育の機会を検討する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・放射線教育の支援・体験学習会の開催
------	---

指標	現状値	目標値
・町役場の職員を対象とした放射線教育を実施	なし	実施
・リプルンふくしまや廃炉資料館を活用した放射線教育の場の実施	なし	実施

担当部署：【くらし安全対策課】

7-2-12 様々な教育分野と関連した放射線教育の推進

■脆弱性評価■

放射線に関する授業を外部機関に依頼し、専門家による出前講座を小学校で年1回実施している。しかし、東日本大震災からの時間の経過とともに、関心が薄れている状況にある。

放射線等に関する基礎的な内容について、理解を深める教育を継続しながら、防災、環境、エネルギーなど様々な教育分野との関連を図りながら、放射線教育の推進に努める必要がある。

■推進方針■

原子力発電所事故による災害については、放射線教育を通して基礎的な知識を身につけ、児童や生徒が自ら考え、判断し、行動する力を育成する必要がある。

関係機関（環境省、県、JAEA）などと連携し、児童や生徒が関心を持つよう授業内容を工夫しながら、今後も継続して放射線教育を実施していく。

推進事業 ・放射線教育の継続実施

指標	現状値	目標値
・出前講座の実施	1回/年	継続実施

担当部署：【教育総務課】

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7-3-1 災害に強い森林の整備

重点

■脆弱性評価■

原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にある。森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取組を引き続き実施し、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等により、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

■推進方針■

森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、ふくしま森林再生事業を活用し多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備を図り災害に強い森林づくりを推進する。

推進事業 ・ふくしま森林再生事業を活用

指標	現状値	目標値
・森林整備（間伐等）率（%）	10%	30%

担当部署：【産業振興課】

■脆弱性評価■

近年、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある一方、対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害増加が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な対策を推進するとともに、鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関が連携した鳥獣被害防止対策を強化していく必要がある。

町内では、営農再開に伴い町内各所の田畑において有害鳥獣による被害が多発している。

駆除隊により捕獲をしているものの被害を完全に防ぐ状況になっていない。

■推進方針■

檜葉町有害鳥獣捕獲体と連携し被害を及ぼす有害個体の捕獲、防護柵等による農作物及び生活圏の防護、刈払い等の集落環境整備の取組を地域ぐるみで総合的に実施する。

また、電気柵による被害防除、鳥獣を寄せ付けないための環境整備、被害を及ぼす鳥獣の捕獲など、地域全体での総合的な対策に取り組み、有害鳥獣被害の防止を推進する。

捕獲隊の担い手不足が課題となっているため、町民を対象に狩猟免許の取得支援や説明会等を行い、捕獲の担い手の育成を図り、住民の意識改革が必要であることから、町民への啓発活動を行うとともに刈払、緩衝帯の設置等を実施する体制整備を推進する。

推進事業

・営農再開支援事業、特定外来生物対策事業、イノシシ捕獲管理事業

7-3-3 農業・林業の担い手確保・育成

■脆弱性評価■

農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等が懸念されている。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいく必要がある。

林業についても、林業所得の不安定さや技術習得の難しさを背景として、新たな林業担い手の確保・育成が進まず、林業労働者の減少と高齢化が課題となっている。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実などに引き続き取り組み、林業担い手の確保・育成を推進する必要がある。

■推進方針■

農業については、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。

また、ロボット技術や環境制御システムなどの先端技術等を取り入れた農林水産分野イノベーション・プロジェクト（福島イノベーション・コースト構想の主要プロジェクトの1つ）を推進することにより、農業者等の帰還と営農再開を促進する。

林業については、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、森林組合と連携しながら林業担い手の確保、育成に取り組む。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ 認定農業者・新規就農者の確保・ 育成や企業の農業参入支援を推進・ 農用地の利用集積や経営の規模拡大、効率化促進・ 林業が魅力ある職場となるための対策・ 技術習得に係る研修制度の充実
------	--

担当部署：【産業振興課】

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で

復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-1 災害廃棄物処理計画の策定・推進

重点

■脆弱性評価■

災害で発生する災害廃棄物については、発災直後から大量に排出されることから、迅速な仮置場の設置、廃棄物の受入れ、収集運搬、処分などを円滑に進めることが、町民の生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせないため、災害廃棄物処理に係る体制を強化する必要がある。また、災害廃棄物排出については、町民の協力が欠かせないことから、町の広報、防災訓練等を通じて、災害廃棄物の分別や臨時集積所の設置及び管理など、災害廃棄物の排出に関するルールについて平時から町民に周知する必要がある。

■推進方針■

災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理できるようにするため、県計画との整合性を図りながら災害廃棄物処理計画を策定する。

平時から町民に対し、災害廃棄物の排出に関するルールについて周知するなど、理解を深める取り組みを進めていく。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理計画策定・災害廃棄物排出に関するルールについて周知
------	--

数値	現状値	目標値
・災害廃棄物処理計画の策定	未策定	令和3年度末

担当部署：【くらし安全対策課】

8-1-2 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

■脆弱性評価■

大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、収集運搬、処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要である。県計画との整合性を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」に沿った災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。

双葉地方広域市町村圏組合の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な量の災害廃棄物が発生することも想定されるため、民間施設の協力体制や広域処理の体制を整える必要がある。

■推進方針■

災害発生後、大量に発生する災害廃棄物の収集運搬、処分について、災害協定を締結している団体との平時からの連携を深めるとともに、新たな民間事業者との協定締結など、災害廃棄物の処理体制の強化を図る。

災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理できるようにするため、県計画との整合性を図りながら災害廃棄物処理計画を策定する。

大量に発生する災害廃棄物の収集運搬、処理について、県との連携により広域処理の体制を整えるとともに、民間事業者との協定締結など協力体制を構築し、災害廃棄物の処理体制を強化する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・災害協定を締結している団体との平時からの連携・災害廃棄物処理計画の策定・民間事業者との協定締結・災害廃棄物の処理体制の強化
------	---

数値指	現状値	目標値
・災害廃棄物処理計画の策定	未策定	令和3年度末
・民間事業者との協定の締結	なし	締結あり

担当部署：【くらし安全対策課】

8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-1 復旧・復興を担う人材の育成

重点

■脆弱性評価■

大規模自然災害の発生時において、損壊の危険がある被災建築物や土砂災害危険箇所等における二次災害の発生を防止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整えるため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の人材育成に取り組む必要がある。今後、職員研修により専門知識の深化と幅広い知識の習得を図り、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を推進していく必要がある。

本町は、東日本大震災からの復興の途上であり、慢性的に人材が不足している。特に復旧にかかわる技術職（建築職・土木職）が不足しており、他の地方公共団体からの応援を受けて復興、復旧に取り組んでいる状況にある。

■推進方針■

災害救助法に基づく住宅支援や義援金の配分、災害援護資金の融資、税金・保険料の減免など、各種被災者支援策の適用にあたっての判断材料となる罹災証明書を速やかに発行できる体制を整える必要がある。被災建築物応急危険度判定活動を円滑に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の人材育成を推進する。

また、協定締結自治体との平時からの連絡体制の構築や受け入れ体制の整備を行うとともに、大規模災害発生時等における、相互応援協定の効果的な運用を行うため、受援体制を整備していく。

技術職については、慢性的な人材不足に陥っているものの、事務職については、ある程度の余力があるものと考えられることから、定期的な人事異動により事務職も技術を取得すべく現業課へ異動させるなど人材の育成を図るとともに、職員個々のスキルアップのため資格の取得を促す。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・危険度判定士資格の取得促進・平時からの連絡体制の構築や受け入れ体制の整備・大規模災害発生時等における受援体制の整備・事務職の技術取得・職員個々のスキルアップのため資格の取得促進
------	---

数値指標	現状値	目標値
・公務に係る資格の取得費用の負担	なし	3年を目途に実施

担当部署：【総務課・税務課】

8-2-2 災害時応援協定締結者との連携強化

■脆弱性評価■

「地域防災計画」に基づき、大規模な災害が発生し、本町単独では応急対策が困難な時は、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。なお、町は、県内市町村、友好関係のある遠地の自治体等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する必要がある。

■推進方針■

町は、災害応急対策または災害復旧を円滑に実施するため、平時の業務や人的ネットワークを生かし、他の自治体や関係団体等との間で災害時の応援受入のための体制を確立する。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・災害時応援協定に基づく応援・災害時の情報収集、連絡体制の確立及び情報の共有化・円滑な応援の受入体制の整備
------	---

指標	現状値	目標値
・応援協定を締結している他自治体や関係団体との、定期的な情報交換、緊急時連絡体制の確認	なし	年1回実施

担当部署：【くらし安全対策課】

8-2-3 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

■脆弱性評価■

県では、大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセンター運営講座、NPOや社会福祉協議会との連携・協働に向けた合同会議の開催等に取り組んでいる。今後も、県内のボランティア関係団体等との連携を強化し、災害・復興ボランティア受入体制の充実を図っていく必要がある。

町では、災害ボランティアセンターは常設されておらず、有事の場合を想定した訓練やボランティアの養成も行われていない。

■推進方針■

大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、行政やボランティア活動にかかわっている関係団体等との連携を強める取組を行う。

災害ボランティアセンターの運営経験者や団体等を招き、運営に関するノウハウについての助言を仰ぎ、平時から迅速に立ち上げられる準備を進める。

社会福祉協議会スタッフだけでは対応することが難しくなった際には、町から人的支援等をおこなうことになると思われるが、その具体的な方策について、平時から協議しておく。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・災害ボランティアセンターの設置訓練の実施・災害ボランティアの養成
------	--

指標	現状値	目標値
・災害ボランティアセンターの設置訓練の開催	1回/年	2回/年

担当部署：【住民福祉課】

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による 有形・無形の文化の衰退・損失

8-3-1 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による 有形・無形の文化の衰退・損失

重点

■脆弱性評価■

東日本大震災後の地域コミュニティ崩壊等により、急速に地域全体で、方言や文化財などが衰退・損失が進んでいる。また、国民共有の財産としての文化財の維持にかかる地域社会全体の担い手不足は深刻であり、文化財への理解も低下してきている状況にある。

文化財等の記録保存のための調査は毎年実施中で、月2回の市民大学で人材育成を行っているが、災害時における貴重な文化財や環境的資産の喪失は取り戻すことが困難な場合が多く、貴重な文化財を保存する取り組みが必要である。

■推進方針■

平時から地域コミュニティ活性化の取組の一環として、文化財こそが地域を知る不可欠のツールであることの啓蒙活動の充実を図っていく。

また、「文化財レスキュー事業」として、町内の有形無形の文化財等の調査結果について、映像等に記録し、アーカイブ化しておく必要があることから、写真・映像・音声等を整理した冊子の作成や従来の地域における文化財継承の担い手に加え、新たな担い手の育成に取り組んでいく。

推進事業	<ul style="list-style-type: none">・方言や文化財の記録保存・文化財継承の新たな担い手の育成・啓蒙活動の充実
------	--

指標	現状値	目標値
<ul style="list-style-type: none">・文化財アーカイブ整備事業・文化財レスキュー事業・地域コミュニティ活性化の取組（啓蒙活動の充実）	実施	継続実施

担当部署：【教育総務課】

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず 復興が大幅に遅れる事態

8-4-1 災害対応ロボット等の開発・研究

■脆弱性評価■

災害時の迅速な応急・復旧に向けて、人の立ち入りが困難な災害現場でも、調査・復旧工事が可能な災害対応ロボット等の開発、導入、オペレーターの育成を進める必要がある。

県では、浪江町、南相馬市に「福島イノベーション・コースト構想」に基づき、陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点「福島ロボットテストフィールド（RTF）」を整備している。

◆福島イノベーション・コースト構想

東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトです。廃炉、ロボット、農林水産、エネルギー、環境・リサイクルの各分野におけるプロジェクトの具体化を進めている。

◆福島ロボットテストフィールド（RTF）

陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点。インフラや災害現場など実際の使用環境を再現しており、ロボットの性能評価や操縦訓練等ができる。

新産業の集積及び雇用の創出を図るため檜葉北産業団地を造成し、福島イノベーション・コースト構想と連携した企業の誘致を進めている。

■推進方針■

福島イノベーション・コースト構想に基づき、産学官が連携した新たな発展産業の形成を進める。

推進事業

・イノベーション・コースト構想に沿ったかたちでの連携体制

担当部署：【新産業創造室】

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業者・倒産等による 地域経済等への甚大な影響

8-5-1 風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等

■脆弱性評価■

県では、東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や県産農林水産物等の魅力等についての情報発信、国内外からの様々な観光誘客プロモーション等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

■推進方針■

県では、災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく。